

大学教育の質保証に関する参考資料

目次

- 1. 我が国における大学の質保証の概要……………1**
- 2. 認証評価制度に関する基礎資料……………15**
- 3. これまでの改善の取組 ……………51**

1.我が国における大学の質保証の概要

平成15年の質保証に関する制度改革の概要

【規制改革の動き】

○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・ 大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・ 大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・ 第三者による継続的な評価制度の導入

【中央教育審議会の提言】

○「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14年8月 答申）

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

○設置認可の在り方の見直し

- ・ 設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・ 抑制方針の撤廃
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・ 審査基準の見直し
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

○第三者評価制度の導入

- ・ 国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・ 評価結果を公表
（・自己点検・評価の公表を義務化（平成16年））

○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・ 段階的な是正措置の導入
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）



①設置認可の見直し（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

- 届出制度の導入（学校教育法の改正）
 - ・ 既設の学部等の再編など、大学が授与する学位の種類と分野に変更がない場合は届出で組織改編ができるようにする。
- 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
 - ・ 大学等の設置を抑制してきた方針を撤廃。（医師、歯科医師等の養成分野は除く。）
 - ・ 大都市圏の大学等の設置抑制を撤廃。（工業（場）等制限法の廃止に伴う措置）
- 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）
 - ・ 審議会内規等で定められていた審査基準について、一覧性を高め、明確化を図る観点から原則として告示以上の法令に規定し直す。
 - ・ 同時に従来の個々の基準の必要性を吟味し、整理を図る

②認証評価制度の導入（平成16年度より適用）（学校教育法の改正）

- ・ 全ての大学が7年ごとに文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関の評価を受けることを義務付け
- ・ 認証評価機関は評価結果を公表する。

③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入（平成15年度より適用）（学校教育法の改正）

- ・ 法令違反状態の大学に対する法的措置として、従来の「閉鎖命令」に加え、その前段階として「改善勧告」、「変更命令」、「組織の廃止命令」を規定し、早期の改善を促す。
- ・ 改善勧告等を行うために必要がある場合、大学に対し報告や資料提出を求められるようにする。

設置基準の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（趣旨）

第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

◆総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜

◆教育研究上の基本組織◆

- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織

◆教員組織◆

- 教員組織
- 授業科目の担当
- 専任教員

◆教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

◆収容定員◆

- 収容定員

◆教育課程◆

- 教育課程の編成方針・方法
- 単位
- 授業期間
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示
- 組織的な研修
- 昼夜開講制

◆卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- 長期履修・科目等履修生
- 卒業の要件

◆校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場・校舎等施設
- 校地・校舎面積基準
- 図書等の資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等

◆事務組織等◆

- 事務組織
- 厚生補導の組織

◆共同教育課程に関する特例◆

◆国際連携学科に関する特例◆

◆雑則◆

- 外国に設ける組織
- 段階的整備

設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
 - 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
 - 短期大学、短期大学の学科
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

【設置認可の流れ】

- ①設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前年度3月末)
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設5ヶ月)
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

【審査の基準】 教学面及び財政計画・管理運営について、それぞれ以下の基準に基づいて審査

①教学面：文部科学省告示として「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

◆全体の設置計画についての審査

〔設置の趣旨・目的〕

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

〔教育課程〕

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

〔教員組織〕

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

〔名称、施設・設備等〕

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

②財政計画・管理運営：文部科学省告示として「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」が定められており、これに基づいて学校法人分科会において審査。

〔施設・設備の整備状況〕

- ・校地並びに施設及び設備等について、教育研究上支障なく整備されていること。(校地及び施設は原則、自己所有であること。但し一定の要件の下に借用可。)

〔設置経費〕

- ・施設及び設備の設置経費が標準設置経費(※)を下回っていないこと。

〔経常経費〕

- ・人件費等の経常経費については、標準経常経費(※)を下回っていないこと。

〔設置に必要な財源〕

- ・設置経費と開設年度の経常経費のために必要な財源を、原則、申請時に全額自己財源として収納していること。

〔管理運営〕

- ・大学等を設置するにふさわしい管理運営体制(役員の構成、専任事務職員の設置、諸規程の整備など)が整備されていること。

※ 大学等の設置のために必要な最低限度の設備等又は人件費等に係る経費。

設置計画履行状況調査（アフターケア）について①

1. 目的

○大学等の設置後、設置認可時の留意事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況などの設置計画の履行状況等について報告を求め、確実に履行されているかを調査し、必要に応じ、履行状況に関する指導・助言を行うために実施。

2. 根拠

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（抄）
（平成18年3月31日 文部科学省令第12号）

（履行状況についての報告等）

第14条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

3. 調査の付託先委員会

○設置計画履行状況等調査委員会

4. 調査方法

○各大学から提出された『設置計画履行状況報告書』等に基づき、悉皆の「書面調査」を行った上、必要に応じ、「面接調査」又は「実地調査」を実施。【平成26年度実績】書面調査844件（うち面接調査27件、実地調査50件）

5. 調査の結果

○調査結果については、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に報告し、審議の上、「改善意見」等を付すこととされたものについては、当該大学に通知するとともに、公表。

【平成26年度調査からの主な改正ポイント】

○委員会が付す意見を「改善意見」「是正意見」「その他意見」に区分し、意見レベルを明確化。

○是正意見を受けながら改善しない場合に「警告」を発し、是正を促す仕組みを導入。（警告が2回あった場合「設置計画履行状況が不適當な状態」に該当。）

○収容定員増の認可を受けたもの（一部）をAC対象とするとともに、意見が解消するまでがAC対象であることを明確化。

設置計画履行状況調査（アフターケア）について②

【設置計画履行状況調査における指摘の類型について】

指摘の類型	定義	具体の指摘内容
改善意見	留意事項の履行状況等に関し、改善を強く求める事項があり、認可を受けた者等に対して、その改善を求める意見。	○教員の離職率が比較的高く、定員超過状態への対応や後任へのサポートなどで在籍する教員の教育・研究に支障が生じていることが懸念される。教員が継続的に就任できる環境を整備するとともに、教育体制、研究環境の充実を図ること。
是正意見	早急な是正が求められる場合、又は改善意見を受けた後に行った設置計画履行状況調査の結果、当該改善意見が求める事項について不履行がある場合若しくは対応が不十分な場合において、認可を受けた者等に対して、その早急な是正を求める意見	○看護学科の教授数が大学設置基準上必要とされる人数を満たしていないことから、教員の補充を速やかに行うこと。 ○教員の退職が多く、平成25年度末は、教員組織の約5割が退職している状況である。教員組織の継続性、教育研究の質の担保に努めるとともに、教員負担の軽減や研究環境の整備を図ること。
その他意見	改善が望まれる事項があり、認可を受けた者等に対して、これを通知する意見。	○教員の退職が見通せた段階で、直ちに後任の教員の確保を行い、また学生への十分な説明の機会を設けるなどして、万全の対応を行うこと。
警告	是正意見を受けながら、その早急な是正に向けた対応がなされていないと認められる場合に、認可を受けた者等に対して、大学等の認可基準に規定する「設置計画の履行の状況が著しく不適當な状態」に該当する恐れがある旨を伝達すること。	該当なし。

認証評価制度の概要

【概要】

- ・平成16年度から始まった第三者評価制度により、大学は、文部科学大臣の認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務付けられている。

【目的】

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける
- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

【内容】

① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価（いわゆる機関別認証評価）

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価
(7年以内ごと)

② 専門職大学院の評価（いわゆる分野別認証評価）

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価
(5年以内ごと)

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
- ・大学は認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

【大学評価基準】

認証評価機関は自ら定める大学評価基準に基づいて評価を行う。大学評価基準については文部科学省令において大枠(※)が定められており、各認証評価機関はこの大枠の範囲内で具体的な基準を定めることとなる。

(※)文部科学省令において定める大学評価基準の大枠

1. 大学評価基準が学校教育法や大学設置基準などの法令に適合していること
2. 大学評価基準に大学の特色ある教育研究の進展に資する項目が定められていること
3. 大学評価基準に次の事項が含まれていること
 - ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑦財務、⑧その他教育研究活動等

【評価の方法】

認証評価の方法については、①大学の自己点検・評価の結果分析及び②大学への実地調査が義務付け。

【評価結果の公表等】

認証評価機関は、評価結果について、①大学への通知、②公表、③文部科学大臣への報告を行わなければならない。

大学の情報公開制度等

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年～）

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年）

【学校教育法施行規則】

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
 - 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

●情報公開への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け（平成23年）

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法（略）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（略）並びに大学（（略））に係るものにあつては大学設置基準（略）に、それぞれ適合していること。
 - 二～四 （略）
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
 - 一～五 （略）
 - 六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - 七・八 （略）

大学ポートレートについて

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

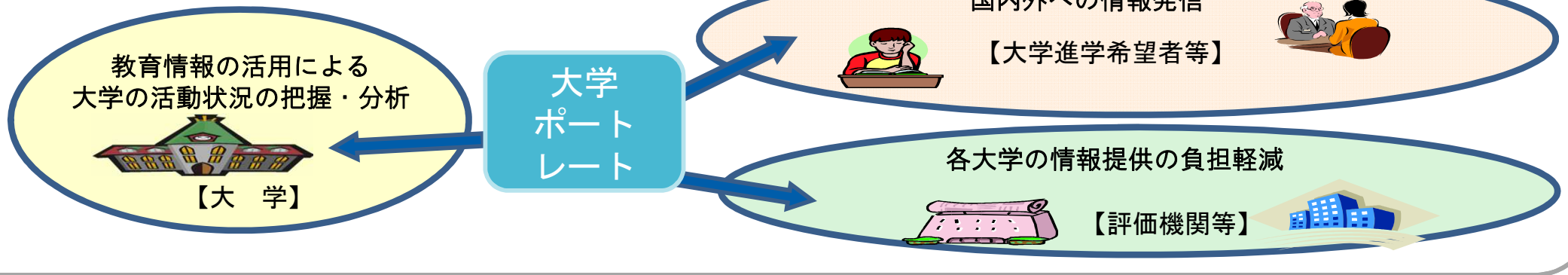
→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査**等への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報(※)の発信を開始。

大学ポートレートのイメージ



※ 大学ポートレートで発信している大学情報について(例)

【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・学生支援(修学、留学生、就職・進路等)
- ・課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的や三つのポリシー(アドミッション、カリキュラム、ディプロマ)
- ・学部等の特色
- ・教育課程(取得可能な学位、授業科目、授業方法、学生が習得すべき能力等)
- ・入試(入学者数、入試方法)
- ・教員(教員組織、教員数、教員の有する学位・業績)
- ・学生(収容定員、学生数)
- ・費用及び経済支援(授業料等、奨学金額、受給資格、授業料減免)
- ・進路(進路卒業者数・修了者数、進学者数・就職者数)

平成27年度大学ポータルトレート参加大学数

平成27年11月末現在

意向	国立大学	公立大学	私立大学	株式会社立大学	公立短期大学	私立短期大学	合計
参加	86校 (100%)	70校 (81.4%)	574校 (95.7%)	2校 (50%)	10校 (58.8%)	299校 (94%)	1041校 (93.7%)
保留・未定	0校 (0%)	3校 (3.5%)	6校 (1%)	1校 (25%)	1校 (5.9%)	0校 (0%)	11校 (1%)
不参加	0校 (0%)	13校 (15.1%)	20校 (3.3%)	1校 (25%)	6校 (35.3%)	19校 (6%)	59校 (5.3%)
計	86校 (100%)	86校 (100%)	600校 (100%)	4校 (100%)	17校 (100%)	318校 (100%)	1111校 (100%)

※国公立大学・短期大学、株式会社立大学の参加校数については、平成27年度参加意向確認の回答に基づく。

※私立大学・短期大学の学校数、参加校数については、学生募集を停止した学校を除き、平成27年4月に開学した学校を含む。

学校法人運営の適正化に係る各種取組

◆ 学校法人の経営状況の把握・指導

文部科学大臣所轄学校法人については、日本私立学校振興・共済事業団と連携の上、各学校法人の財務関係書類に基づく経営状態の分析等により経営状況を把握。経営悪化傾向にある学校法人については、ヒアリング、経営改善計画の作成等、改善するまで個別指導を実施。

また、経営支援に加え、各種相談やデータ提供、人材育成等への支援を行い、経営力強化を図っている。

◆ 管理運営の適正化・充実

管理運営に問題のある学校法人については個別に指導・助言を実施。改善が図られない法人や著しい問題のある法人に対しては、案件に応じて私学助成金の減額や私学法に基づく行政処分等を含め厳正に対処。

◆ 学校法人運営調査の実施

文科省令に基づき、学校法人の管理運営組織や財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導・助言を行うため、毎年度、学校法人運営調査委員による実地調査を実施。（昭和59年度制度創設）

【実地調査の内容】

(1) 調査の内容

- ①学校法人の管理運営の組織及びその活動状況に関すること
- ②学校法人の財務に関すること
- ③その他学校法人の業務の執行状況等に関すること

(2) 調査の方法

文部科学大臣所轄学校法人を対象とし、学校法人ごとに原則として委員2名及び事務官で、書類調査、実地調査を行い、必要な助言等を行う。

(3) 学校法人に対する指導

学校法人運営調査委員会において、調査結果を報告するとともに指導・助言すべき事項をとりまとめ、当該学校法人に対して通知。
次年度には、各学校法人から改善状況についての報告書の提出を求める。

◆ 私立学校法の改正（平成26年4月）

学校法人の運営が法令等に違反し、著しく不適正な状態に陥っているときに、所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

- ①学校法人に対する報告徴収・立入検査
- ②所轄庁による必要な措置命令
- ③措置命令に従わない場合の役員解任勧告

国立大学法人評価について

【制度の概要】

- 法律で設置される国立大学法人について、大学の教育研究の特性や自主性に配慮しつつ、必要最低限の国の関与として、6年間の中期目標・計画の設定や事後的な評価等を制度化。
- 国立大学法人評価は、各法人の意見を踏まえて文部科学大臣が定めた法人ごとの中期目標について、その達成状況を評価するもの（したがって、法人間を相対的に比較するものではない）。
- 「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務運営の実績について、年度評価、4年目終了時及び6年目終了時に実施する中期目標期間評価を実施。
- 教育研究の状況について、年度評価では全体的な状況を確認するのみとし、中期目標期間評価では専門的な観点から評価を実施するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重。

【評価の流れ】

◆各国立大学法人

- ・中期計画及び年度計画に基づいて行った業務の実績を報告

◆国立大学法人評価委員会

- ・業務運営・財務内容等の状況の評価
- ・産業界、マスコミ、大学関係、会計関係など、様々な委員により構成

◆大学評価・学位授与機構

- ・教育研究状況の評価

◆独立行政法人評価制度委員会（総務省）

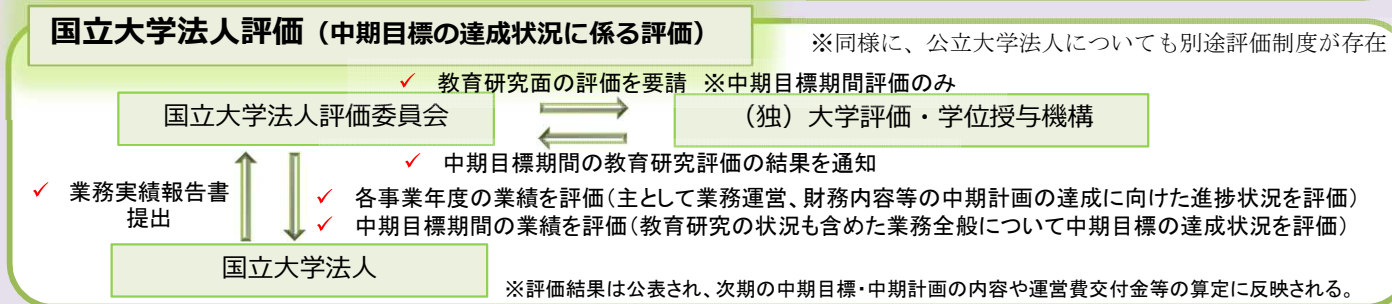
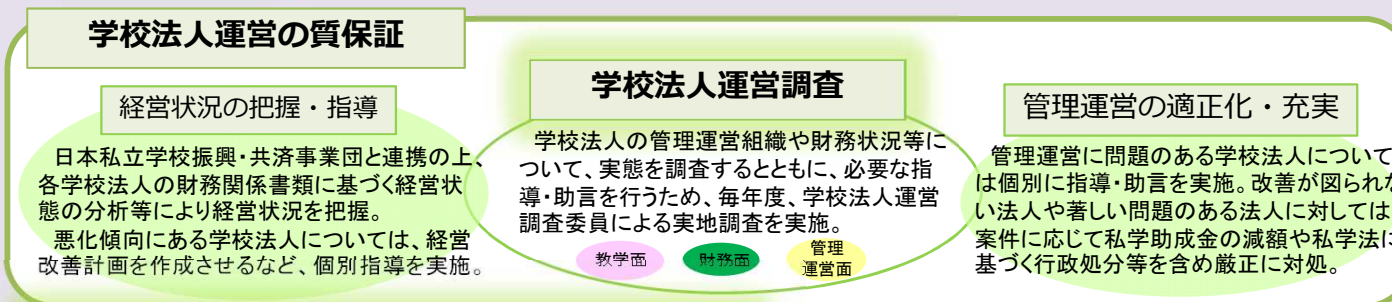
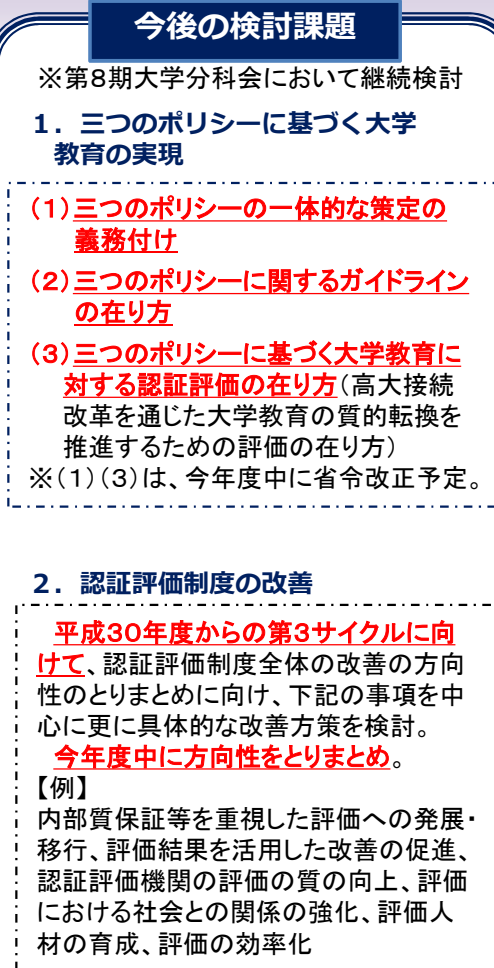
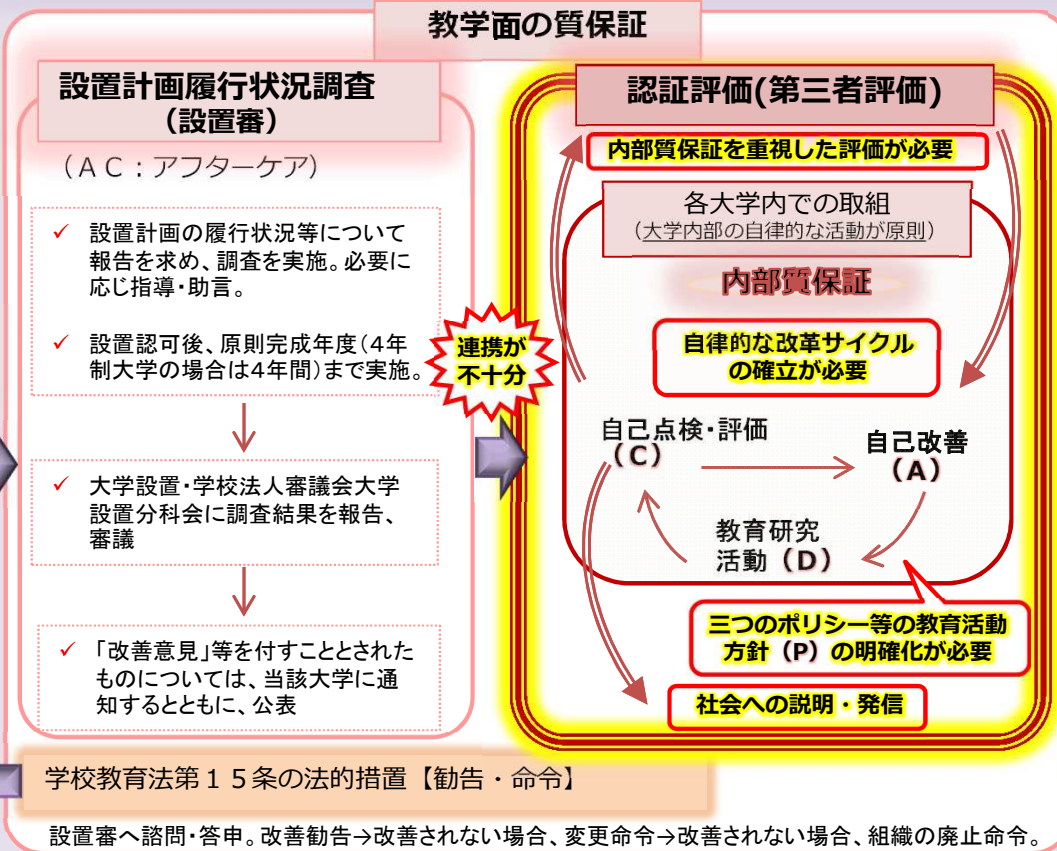
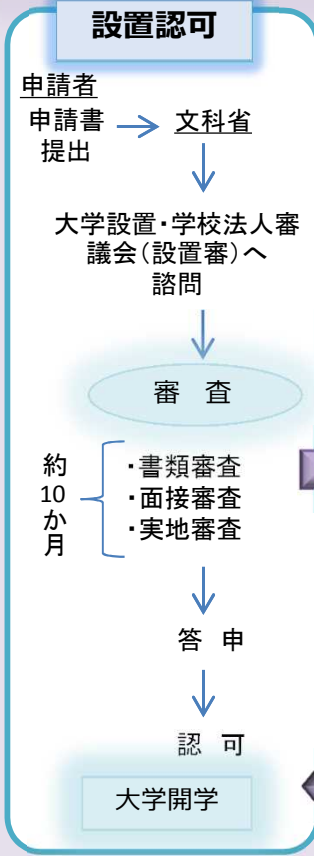
- ・評価機能の二次評価 ※4年目終了時の評価のみ

教育研究の状況について、専門的な観点から評価。各分野の専門家によるピアレビューを含め、教育研究に係る中期目標の達成度及び学部・研究科等の教育研究の水準について評価

大学教育の質保証の全体像(イメージ図)

大学設置基準等

教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)。



社会の負託に応える質の高い教育研究を展開する大学の改革サイクルを保障するシステムの構築

13

認証評価制度と他の質保証制度との関係について(イメージ図)

各大学における内部質保証

大学自らの責任でPDCAサイクルを適切に機能させ、教育研究活動の質を向上(大学内部の自律的な活動に基づく質保証が原則)

各大学のPDCAサイクル(内部質保証)が確立・機能しているかを重視した評価の促進が必要(評価項目の明確化)

認証評価(認証評価機関)

機関別認証評価(大学等)を7年以内ごとに、分野別評価(専門職大学院)を5年以内ごとに実施

※大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価・公表

調査の結果付された意見等への対応状況について継続的な改善が図られるよう制度間の連携が必要(制度間の連携強化)

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長報告(H27.8.27)より抜粋

文部科学省に対しては、当審議会から設置者に対して求めた改善事項やその対応状況を確認し、実際に追跡し、加えてその後に行われる認証評価との連携を図り、継続的に改善が図られるようなシステムの構築を要望する。

国立大学法人評価(*) (国立大学法人評価委員会)

中期目標期間評価については6年ごとに実施

※中期目標期間の業績を評価(教育研究の状況も含めた業務全般について中期目標の達成状況を評価)を実施・公表(教育研究面の評価は(独)大学評価・学位授与機構に要請)。当該評価結果は、次期の中期目標・計画の内容や運営費交付金の算定に反映。

(*) 公立大学にあつては公立大学法人評価

相互の評価において評価資料・結果の活用促進が必要(評価の効率化)

認証評価における指摘事項も参考に調査を実施

学校法人運営調査(学校法人運営調査委員会)

毎年度実施、H27年度は50法人を対象

※実地調査を行った結果、指導助言事項を付した学校法人に対しては、文部科学省が継続して指導・助言(フォローアップ)を実施。

※会議は非公開。(情報公開法第5条:法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害されるおそれがあるため。)

設置計画履行状況調査(大学設置・学校法人審議会)

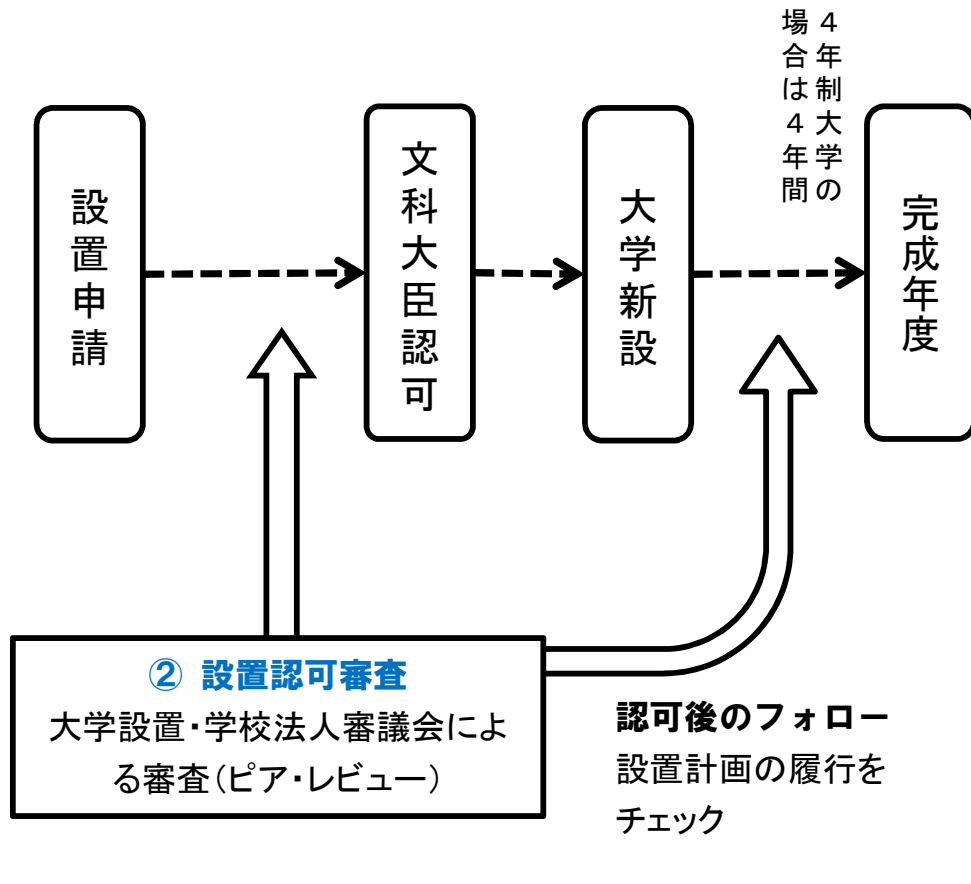
設置認可後、原則完成年度まで実施

※大学設置分科会での審議の結果、「改善意見」等を付すこととされたものについては、当該大学に通知するとともに、公表

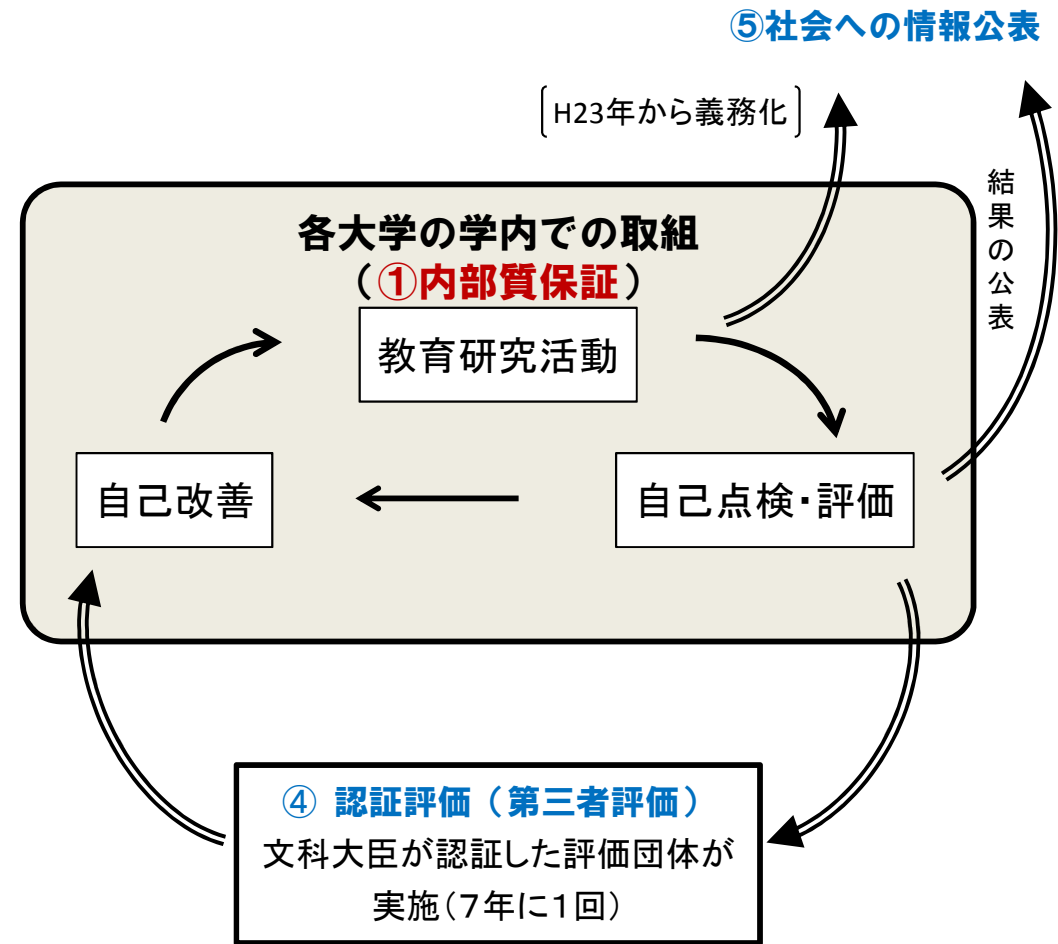
2. 認証評価制度に関する基礎資料

我が国の大学の質保証のイメージ図

【大学の設置申請から完成年度までの質保証】



【恒常的な質保証】



③ 大学設置基準

教育課程, 教員数・教員資格, 校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

機関別評価と専門職大学院評価に係る基準等に関する細目

○細目省令：学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 ○連携法：法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

	機関別認証評価	専門職大学院	
		うち法科大学院の適格認定	
評価内容	①教育研究上の基本組織 ②教員組織 ③教育課程 ④施設及び設備 ⑤事務組織 ⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表 ⑦財務 ⑧ その他教育研究活動等に関することについて (細目省令 第1条第2項)	① 教員組織 ② 教育課程 ③ 施設及び設備 ④ その他教育研究活動に関することについて (細目省令 第1条第3項)	① 教育活動等の状況の情報提供 ② 入学者の多様性の確保 ③ 教員組織 ④ 学生数の適正管理 ⑤ 教育課程の編成 ⑥ 授業科目ごとの学生の数の設定 ⑦ 授業の方法 ⑧ 学修成果の評価及び修了認定の客観性・厳格性の確保 ⑨ 授業内容・方法の改善の組織的な実施 ⑩ 履修科目の登録の上限の設定 ⑪ 法学既修者の認定 ⑫ 教育上必要な施設及び設備 ⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備 ⑭ 修了者の進路に関すること(司法試験の合格状況を含む) (細目省令 第4条第1項第1号)
評価方法	自己点検・評価の分析及び実地調査の実施 (細目省令 第1条第1項第4号)	(評価後の対応) 認証評価の後、次の認証評価を受ける前に、対象となった専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること (細目省令 第3条第2項)	(判定方法) 法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない (連携法 第5条第2項)
		大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること (細目省令 第2条第1項)	当該専門職大学院の分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第2条第1項)
評価体制			法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第4条第2項)

学修成果に関する評価基準

	大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構	短期大学基準協会
評価基準	<p>基準6 学習成果</p> <p>6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。</p> <p>6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。</p>	<p>教育内容・方法・成果</p> <p>4 大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学位授与方針をおよび教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。また、こうした方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容と方法を整備・充実させ、学位授与を適切に行わなければならない。</p> <p>※基準の趣旨については別途解説を定めている</p>	<p>基準2. 学修と教授</p> <p>2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック</p>	<p>基準I 建学の精神と教育の効果</p> <p>I-B 教育の効果</p> <p>I-B-2 学習成果を定めている。</p> <p>I-B-3 教育の質を保証している。</p> <p>基準II 教育課程と学生支援</p> <p>II-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。</p>
評価基準等の詳細	<p>【基本的な観点】</p> <p>6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。</p>	<p>【点検・評価項目】</p> <p>4 教育内容・方法・成果</p> <p>成果</p> <p>＜点検・評価項目＞</p> <p>(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用 ・学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価） <p>＜点検・評価項目＞</p> <p>(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位授与基準、学位授与手続きの適切性 ・学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策 <p>（根拠資料例：履修要綱、学位論文審査基準）</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発 （根拠資料例：教室内外の学修状況に関する学生アンケート調査等を分析した資料）</p> <p>2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック（根拠資料例：教育目的の達成状況の評価に関する研究又はその評価結果の分析及び教育改善へのフィードバックを示す資料）</p>	<p>基準I-B-1</p> <p>(1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。</p> <p>(3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。</p> <p>(5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。</p> <p>基準I-B-3</p> <p>(2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。</p> <p>基準II-A-4</p> <p>(1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。</p> <p>(3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で達成可能である。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある。</p> <p>(5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。</p>

内部質保証に関する評価基準

	大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構	短期大学基準協会
評価基準	<p>基準 8 教育の内部質保証システム</p> <p>8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。</p> <p>8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。</p>	<p>内部質保証</p> <p>10 大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。</p> <p>※基準の趣旨については別途解説を定めている</p>	<p>基準 4 自己点検・評価</p> <p>4-1 自己点検・評価の適切性</p> <p>4-2 自己点検・評価の誠実性</p> <p>4-3 自己点検・評価の有効性</p>	<p>基準 I 建学の精神と教育の効果</p> <p>I-C 自己点検・評価</p> <p>I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実にに向けて努力している。</p>
評価基準等の詳細	<p>【基本的な観点】</p> <p>8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。</p> <p>8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。</p> <p>8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。</p> <p>8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。</p> <p>8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。</p>	<p>【点検・評価項目】</p> <p>(1) 大学の諸活動について、点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価の実施と結果の公表 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応 <p>(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部質保証の方針と手続きの明確化 内部質保証を掌る組織の整備 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底 <p>(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 教育研究活動のデータ・ベース化の推進 学外者の意見の反映 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応 	<p>【評価の視点】</p> <p>4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価</p> <p>4-1-② 自己点検・評価体制の適切性</p> <p>4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性</p> <p>4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価</p> <p>4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析</p> <p>4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表</p> <p>4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCA サイクルの仕組みの確立と機能性</p>	<p>(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。</p> <p>(2) 日常的に自己点検・評価を行っている。</p> <p>(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。</p> <p>(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。</p> <p>(5) 自己点検・評価の成果を活用している。</p>

三つのポリシーの策定状況等①

1. アドミッション・ポリシー

○入学者受入方針の策定の状況

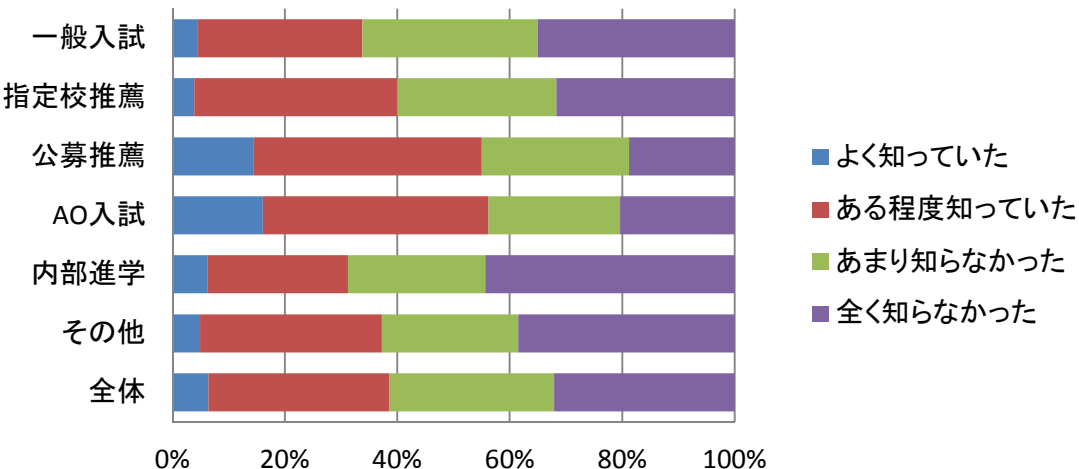
区分		入学者受入方針を定めている大学数		
		学部ごとの入学者受入方針を定めている大学・学部数		
		大学数	学部数	
大学	国立	82 (100.0)	81 (98.8)	375 (98.4)
	公立	80 (100.0)	80 (100.0)	173 (100.0)
	私立	579 (100.0)	577 (99.7)	1,618 (99.0)
	計	741 (100.0)	738 (99.6)	2,166 (99.0)

○入学者受入方針の明確化の状況

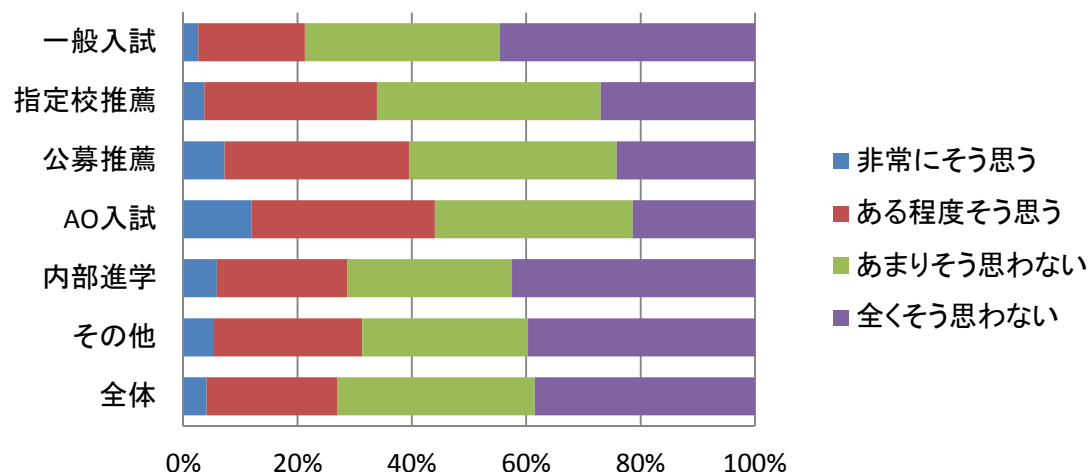
区分		求める学生像だけでなく、高等学校段階で習得しておくべき内容・水準を具体的に定めている大学数
大学	国立	58 (70.7)
	公立	27 (33.8)
	私立	231 (39.9)
	計	316 (42.6)

出典：文部科学省大学入試室調べ

○入学者のアドミッションポリシーの認知度



○アドミッション・ポリシーを重視して大学を選んだか



出典：アドミッション・ポリシーに関する調査報告書「アドミッション・ポリシーの効果に関する研究」平成26年3月
大学入試センター研究開発部

三つのポリシーの策定状況等②

2. カリキュラム・ポリシー

○教育課程編成・実施の方針の策定の状況(平成25年度)

＜大学全体として＞	国立	公立	私立	計
教育課程編成・実施の方針を 定めている大学数	66	52	482	600
	(76.7 %)	(64.2 %)	(81.0 %)	(78.7 %)
(大学全体)	61	49	464	574
	(70.9 %)	(60.5 %)	(78.0 %)	(75.3 %)
(大学の一部)	5	3	18	26
	(5.8 %)	(3.7 %)	(3.0 %)	(3.4 %)

＜学部段階として＞	国立	公立	私立	計
教育課程編成・実施の方針を 定めている大学数	81	68	545	694
	(98.8 %)	(86.1 %)	(93.1 %)	(94.0 %)
(全学部)	81	66	537	684
	(98.8 %)	(83.5 %)	(93.1 %)	(92.7 %)
(一部の学部)	0	2	8	10
	—	(2.5 %)	(1.4 %)	(1.4 %)

出典：文部科学省「平成25年度の大学における教育内容等の改革状況について」
 回答数：国公立の大学762校(学部段階は、大学院大学を除き738校)

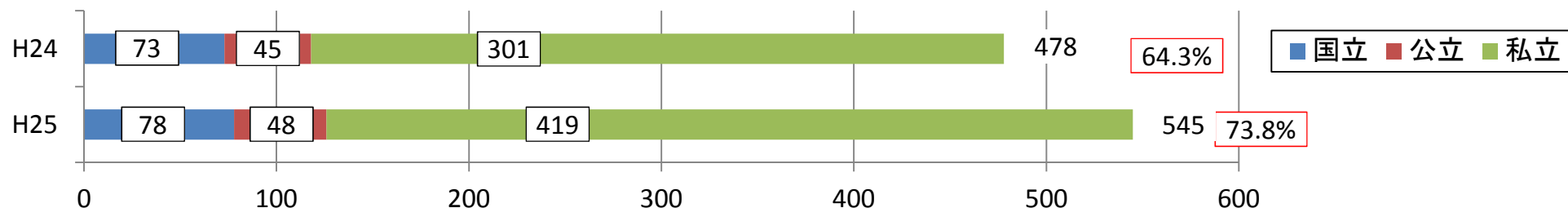
三つのポリシーの策定状況等③

3. ディプロマ・ポリシー

○学位授与の方針の策定の状況(平成25年度)

＜大学全体として＞	国立	公立	私立	計
学位授与の方針を定めている大学数	66 (76.7 %)	51 (63.0 %)	485 (81.5%)	602 (79.0 %)
(大学全体)	62 (72.1 %)	48 (59.3 %)	469 (78.8 %)	579 (76.0 %)
(大学の一部)	4 (4.7 %)	3 (3.7 %)	16 (2.7 %)	23 (3.0 %)
＜学部段階として＞	国立	公立	私立	計
学位授与の方針を定めている大学数	82 (100 %)	65 (82.3 %)	546 (94.6 %)	693 (93.9 %)
(全学部)	82 (100 %)	63 (79.7 %)	539 (93.4 %)	684 (92.7 %)
(一部の学部)	0 —	2 (2.5 %)	7 (1.2 %)	9 (1.2 %)

○大学全体で定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮している大学の割合



出典：文部科学省「平成25年度の大学における教育内容等の改革状況について」
回答数：国公立の大学762校(学部段階は、大学院大学を除き738校)

定期的な自己点検・評価の周期の有無（2013年度実績）

○自己点検・評価のスケジュール別大学数

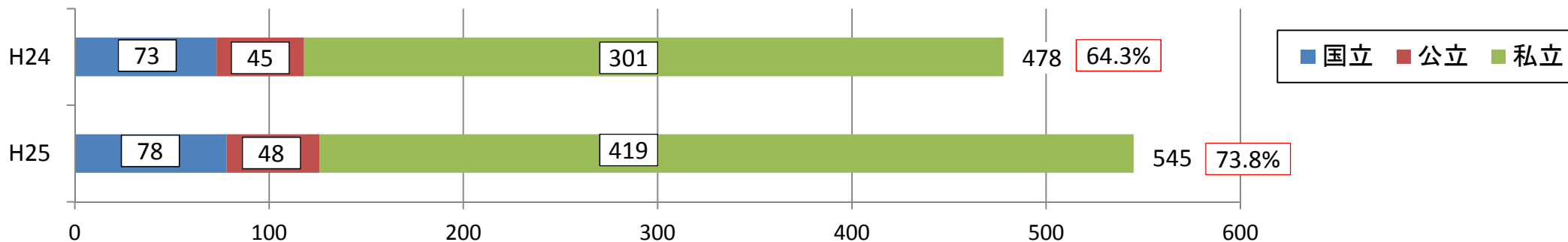
	国立	公立	私立	計
定期的な実施周期を設定	78	72	451	601
不定期的な実施周期を設定	6	1	80	87
設定していない	2	7	60	69

○自己点検・評価を定期的に行っている大学の自己点検・評価スケジュール別大学数

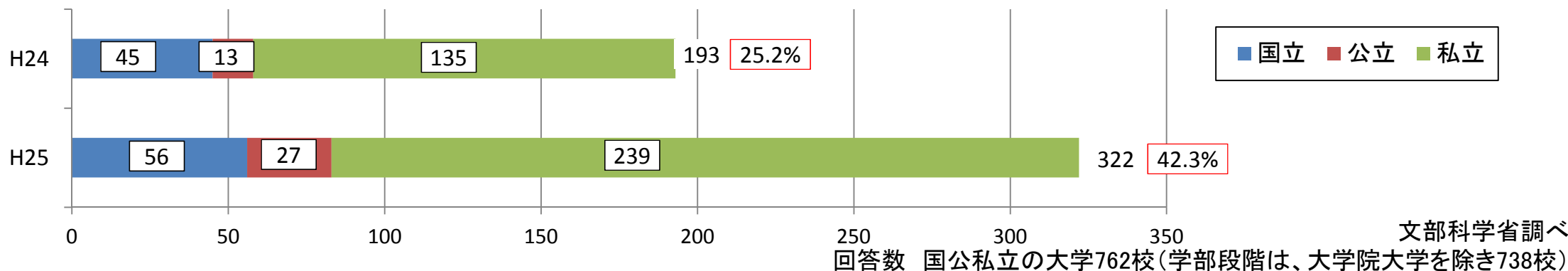
	国立	公立	私立	計
1年毎	58 (67.4 %)	45 (54.9 %)	221 (37.0 %)	324 (42.3 %)
2年毎	2 (2.3 %)	1 (1.2 %)	40 (6.7 %)	43 (5.6 %)
3年毎	0 (0.0 %)	5 (6.1 %)	58 (9.7 %)	63 (8.2 %)
4年毎	0 (0.0 %)	0 (0.0 %)	22 (3.7 %)	22 (2.9 %)
5年以上毎	17 (19.8 %)	19 (23.2 %)	93 (15.6 %)	129 (16.8 %)
無回答・その他	1 (1.2 %)	2 (2.4 %)	17 (2.8 %)	20 (2.6 %)

内部質保証や学修成果の評価について

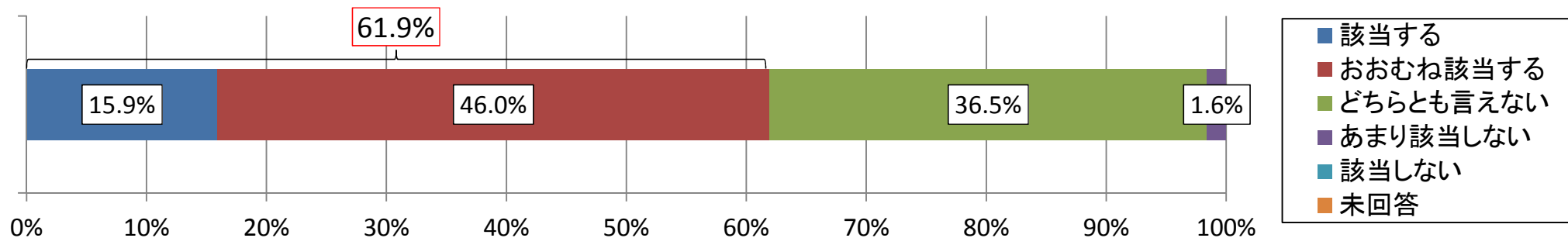
○大学全体で定める人材養成目的や学位授与方針等とカリキュラムの整合性を考慮している大学の割合



○学生の学修時間・学修行動の把握を行っている大学の割合



○自己点検・評価活動による効果「内部質保証システムが一層機能するようになった」と回答した大学の割合



出典: 公益財団法人大学基準協会『第2期大学評価の有効性に関する調査(アンケート調査)』(平成27年5月)より
回答数 公私立の大学126校

評価結果と再評価の実施状況(平成16年度～平成26年度)

	結果の種類	評価結果	再評価後(※3)
大学基準協会	適合	447	465
	(※1) 期限付適合	24	0
	不適合	3	9
大学評価・学位授与機構	大学評価基準を満たしている	185	185
	大学評価基準を満たしていない	1	1
日本高等教育評価機構	適合	366	385
	(※2) 保留	22	2
	不適合	3	4
短期大学基準協会	適格	447	452
	(※4) 保留	12	7
	不適格	0	0

(※1) 大学基準協会の「大学基準」に適合していることを期限付で認定し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定する。

(※2) 日本高等教育評価機構の「大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、原則1年以内に「再評価」の受審を課す。(平成23年度評価分までは、原則3年以内)

(※3) 「再評価」の他に、大学基準協会及び大学評価・学位授与機構は「不適合」に対する「追評価」の機会を設けているが(2年以内。「追評価」を受けるかは被評価機関の任意。)、実績はない。

(※4) 短期大学基準協会の「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、改善意思及び改善計画を確認した場合保留とする。(1年以内に再評価を受け、適格、不適格とならない場合は、さらにその2年後に再評価を行う。)

各評価機関における評価の分類と結果のフォローアップの仕組み

	判定方法	評価の分類と定義	フォローアップの内容	改善報告書の公表
大学基準協会	<p>大学評価基準ごとに評定項目を整理した「大学評価評価に際し留意すべき事項」をもとに、大学の設置形態、地域性及び学部・研究科の特色などに留意しつつ弾力的に取り扱いながら、評価者の評定の基準である「大学評価における評定基準」により評定を付し、総合的に評価を実施。</p> <p>大学基準に適合している場合は「適合」と認定。重大な問題と考えられる事項が相当数存在する場合、その事項に関する改善の蓋然性等を考慮して「期限付適合」又は「不適合」と認定。</p>	<p>【適合】 本協会の大学基準に適合していることを認定する。</p> <p>【期限付適合】 本協会の大学基準に適合していることを期限付で認定し、「再評価」の受審を課す。(※)</p> <p>【不適合】 本協会の大学基準に適合していることを認定しない。</p> <p>※再評価を受審しない場合は、適合の期限(3年)を終了した時点で、不適合の扱いとなる。</p>	<p>【適合】 指定期日までに「努力課題」「改善勧告」に対して改善報告書を提出。</p> <p>【期限付適合】 3年以内に「再評価」。再評価を受審しなかった場合は、適合の期限が終了した時点で不適合。</p> <p>【不適合】 「評価結果」または「再評価結果」を受け取った翌年度または翌々年度のいずれかの年度の1度に限り「追評価」を受けることができる。</p>	無
日本高等教育評価機構	<p>大学評価基準ごとに基準を満たしているかどうかを判定し、4つの基準すべてを満たしている場合は「適合」。満たしていない基準が1つ以上あり、一定期間内(原則1年以内)に基準を満たすことが可能であると判断される場合は「保留」。満たしていない基準が1つ以上あり、また、評価の過程において重大な虚偽報告や社会倫理に反する行為が行われていると、判定委員会が判断した場合は「不適合」とする。</p>	<p>【適合】 日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。</p> <p>【保留】※保留期間は原則1年間 日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているか否かの判断を保留する。</p> <p>【不適合】 日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合してるとは認められない。</p>	<p>【適合】 3年以内に「改善を要する点」について改善報告書を提出。</p> <p>【保留】 保留期間内に「再評価」。保留期間内に再評価の申請がなかった場合は「不適合」。</p> <p>【不適合】 追評価等の対応なし(次回の本評価へ)</p>	有
学位授与機構・大学評価	<p>大学評価基準ごとに基準を満たしているかどうかを判断し、10の基準全てを満たしている場合に、大学全体として基準を満たしていると認める。</p>	<p>【大学評価基準を満たしている】 大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。</p> <p>【大学評価基準を満たしていない】 大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしていない。</p>	<p>【大学評価基準を満たしている】 (「改善を要する点」についての報告書等は求めていない。)</p> <p>【大学評価基準を満たしていない】 評価実施年度の翌々年までに「追評価」を受けることができる。</p>	無
短期大学基準協会	<p>短期大学評価基準の4の基準ごとに合否を判定し、4基準すべてが合である場合は「適格」。基準を満たさず教育に重大な支障を及ぼす恐れがある場合や重大な法令違反がある場合等においては「不適格」。適格、不適格の判定に至らない場合は「保留」。</p>	<p>【適格】 本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから適格と認める。 (条件を付した適格) 本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしていることから適格と認める。ただし、一部に問題が認められるため、その改善を条件とする。</p> <p>【保留】 本協会が定める短期大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する。</p> <p>【不適格】 本協会が定める短期大学評価基準を満たすことが困難と認められるので不適格とする。</p>	<p>【適格】 適格で条件が付された事項について、指定する期日までに改善報告書を提出。期日までに改善されていない場合、又は改善報告書が提出されない場合には、適格を取消し不適格。 (期日は指摘内容により設定)</p> <p>【保留】 指定した期日までに再評価。再評価を受審しない場合は「不適格」。(期日は別途設定)</p> <p>【不適格】 追評価等の対応なし(次回の本評価へ)</p>	無

認証評価における主な指摘と改善状況の例(平成16年度～平成26年度)

◆教学

※1:「改善を要する点」や「勧告」として、評価機関から改善報告を求められた事項。※2: 大学からの改善報告書の提出等により、改善が確認された事項の改善内容。

要改善事項(※1)	改善内容(※2)
大学設置基準上必要な専任教員数が、大学全体において4名、学科において1名不足している。また、同基準上原則として必要な教授数も同学科において1名不足している。(大学設置基準第13条)	所要の教員数の確保に向けて段階的な努力がなされ、大学設置基準上必要な専任教員数および教授数を確保したことにより、現在は基準を満たしている。
FD等の教育内容等の改善のための組織的な研修等がされていない。(大学設置基準第25条の3)	FDを推進するため学長および各専攻長を含むFD委員会を組織し、2009(平成21)年度から活動を開始している。委員会は、各学期初めに会合を開き、当該学期における課題を検討し、各学期後の特別教授会において活動を報告している。
人間科学部では、1年間に履修登録できる単位数の上限が60単位と設定されており、また、家政学部では上限が設定されていない。	1年間に履修登録できる単位数の上限を48単位とし、成績によってこれを緩和する特例措置を認めている。

◆財務

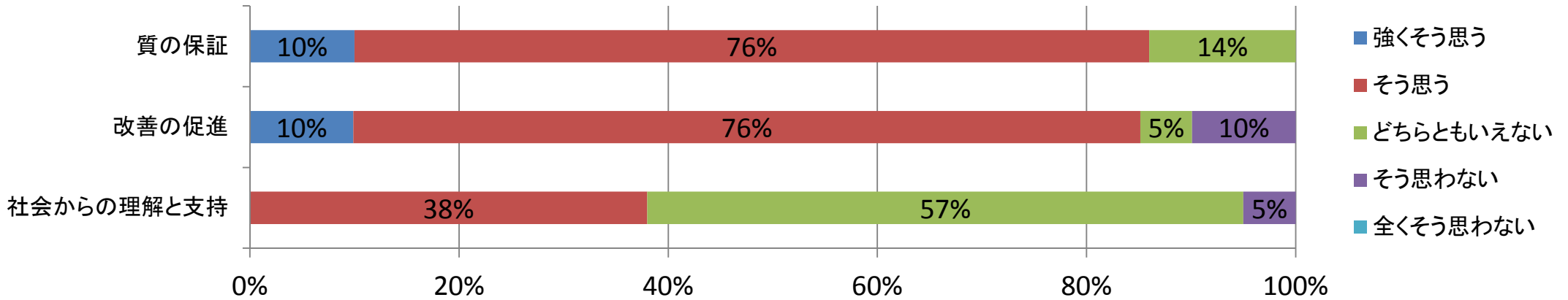
要改善事項(※1)	改善内容(※2)
広報誌を通じて消費収支計算書の公開が、教職員・学生・父母・卒業生に対してなされているが、資金収支計算書および貸借対照表を含めた財務三表すべてを広く公開されたい。	2005(平成17年)年度分からホームページに消費収支計算書、資金収支計算書および貸借対照表などの財務諸表を公開した。
消費支出比率は、法人ベース、大学ベースとも90%を超える値で推移しており、特に2002(平成14)年度以降は95%を超えている。累積消費支出超過も増加を開始しており、財務状況等に関する目標の達成は不十分である。	帰属収入は、寄付金、補助金、資産運用収入などが大きく減少している中、学生生徒等納付金収入の増加等により、2006(平成18)年度比で増加している。消費支出は、総額では年々減少傾向を示しており、経費削減に成功している。

◆ガバナンス・内部質保証

要改善事項(※1)	改善内容(※2)
学長、学部長、大学院研究科長の職務権限と責任に関する規定を明確にする必要がある。(学校教育法第92条)	職務権限と責任に関する規程を整備した。
自己点検・評価への恒常的な取り組みや、全学的な自己点検・評価の体制構築が不十分である。	自己点検・評価に係る規定を整備し、組織全体の自己点検・評価活動の総括機能を持たせた部署や、自己点検・評価の結果を全学的なFDに活用する体制を機能させ始めた。
学内の組織間に適正な協同行われず、大学の機能を円滑かつ十分に発揮していない。(大学設置基準第42条の2)	学内の組織間の適正な協同体制を構築し、規定に従った運営を行うために、理事長の下に設置した「大学運営協議会」を常設委員会にして「大学運営協議会規則」を制定した。
平成20(2008)年2月にFD推進委員会を発足しているが、規程に基づき全学的な取り組みを行うよう改善を要する。	FDについては「FD推進委員会」が中心になって活動が行われ、平成20(2008)年度から年数回のFD講演会、シラバス検討のワークショップなどが開かれている。また、学生の授業評価結果の公開などにより、教育の質の保証と適正化を目指し、教育の改善に取り組んでいる。

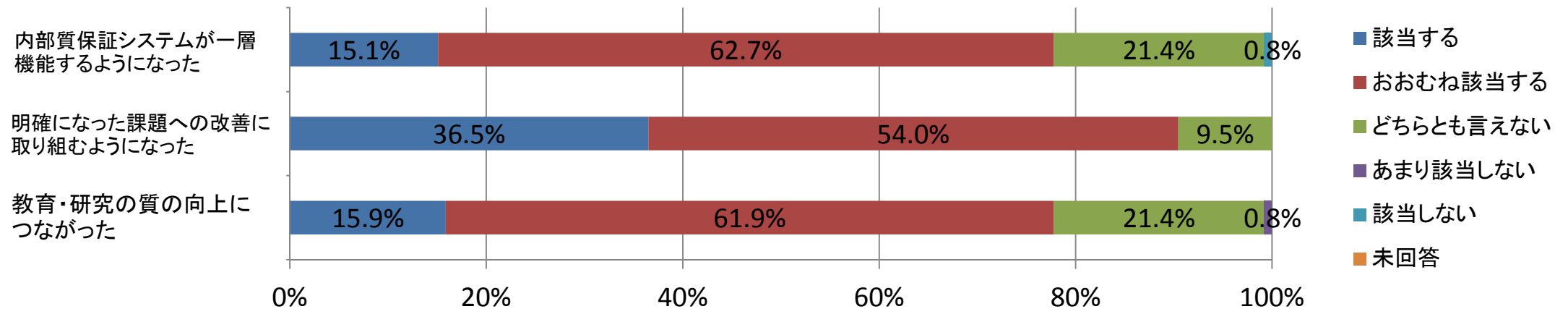
評価の有効性・効果

○評価の目的に対する有効性（評価報告書の内容）



出典：独立行政法人大学評価・学位授与機構『平成25年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証結果報告書』（平成27年3月）より
回答数 国公立の大学21校

○自己点検・評価活動による効果



出典：公益財団法人大学基準協会『第2期大学評価の有効性に関する調査（アンケート調査）』（平成27年5月）より
回答数 公私立の大学126校

認証評価機関における評価の質の向上に関する主な取組状況

○大学評価・学位授与機構 ※H27.7.14中央教育審議会大学分科会大学教育部会（第36回）資料1-2より抜粋

- ・ 大学評価を実施する機関やその機関が行う大学評価作業ならびに評価結果を対象とした評価の在り方について海外の事例から調査研究を実施（2012.4）
- ・ 定期的な検証として毎年、評価対象及び評価委員にアンケート調査による検証を実施。
- ・ 高等教育の重点課題（内部質保証、単位の実質化、成績評価の厳格化など）に係る観点の評価結果を詳細に分析し、用いられた指標や根拠資料の傾向と課題について学術的に整理・分析。
- ・ 認証評価機関連絡協議会において、研修等を共同で実施。
- ・ 高等教育質保証学会の設立に中心的役割を果たし、他の認証評価機関関係者、大学関係者との情報交換の場を設定。

○大学基準協会 ※H27.6.8中央教育審議会大学分科会大学教育部会（第35回）資料1-2より抜粋

- ・ 第2期の大学評価が、大学教育の質保証や質の向上にどのような影響を与えたのか、その効果と課題を検証し、平成30年度から開始する第3期の大学評価の改善につなげるため、H23～26年度に大学評価を受けた大学（150大学）に対して「第2期大学評価の有効性に関する調査（アンケート調査）」を実施。（H27.4～5）

○日本高等教育評価機構 ※「日本高等教育評価機構10周年誌」より抜粋

- ・ 評価システム改善検討委員会における調査研究
（H18年度より、評価基準、評価マニュアル、評価体制などについて恒常的に見直し。）
- ・ 評価員養成検討委員会における調査研究
（H19年度より、評価員に対する望ましい研修の在り方について検討。）
- ・ 評価を受けた大学等へのアンケート
（自己点検評価書の作成等の改善点について調査し、結果を評価システムに反映。）
- ・ 評価員へのアンケート
（評価基準や調査方法についての意見を求め、結果を評価員の研修会やマニュアルに活用。）

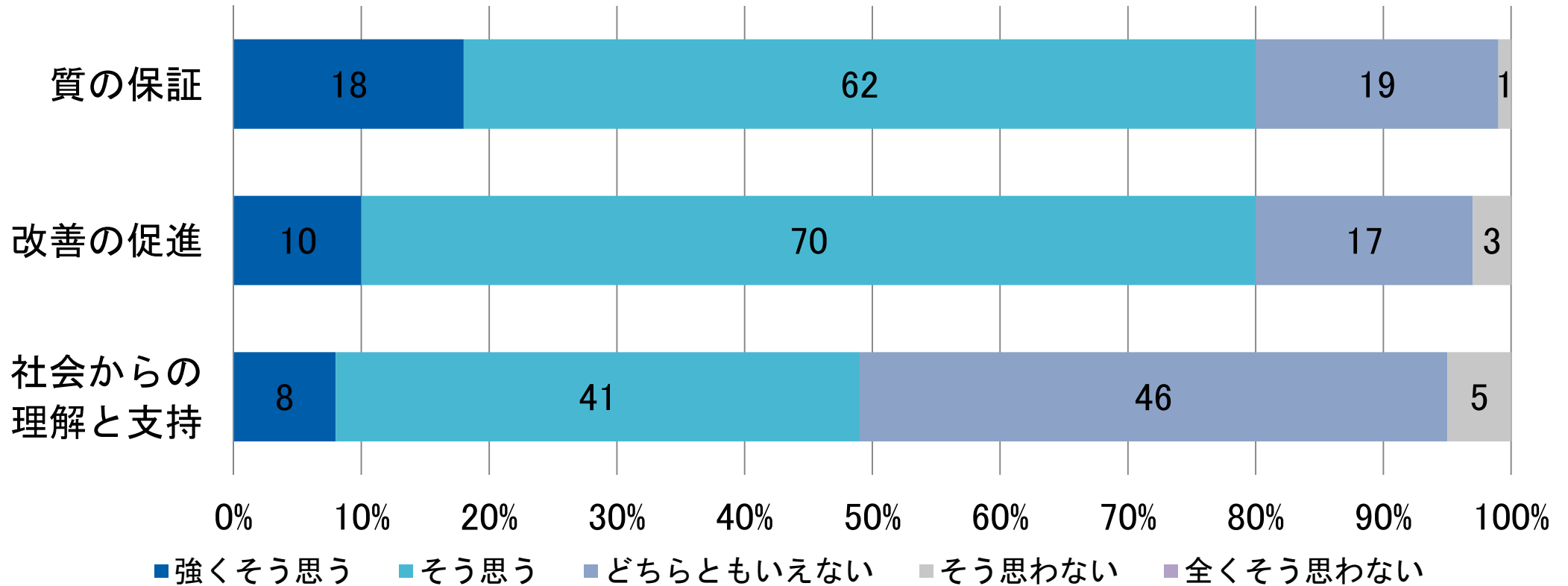
評価機関の調査研究の主な事例

	研究内容	詳細
独立行政法人 大学評価・学位授与 機構	・大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究(平成27年3月)	海外諸国ならびに日本における分野別質保証の現状調査を行い、動向を取りまとめ。
	・大学の内部質保証力を向上させるための支援ツールの開発と普及(平成25年3月)	大学の内部質保証の力を内発的に高めることを目的に開発された支援ツールを紹介。さらに、その試行結果についても分析し、取りまとめ。
	・大学評価のメタ評価に関する調査研究(平成24年4月)	大学評価機関や大学評価の方法・結果を対象とする評価活動を「メタ評価」と総称し、海外諸国や国際協会組織における実施状況の分析を行うことを通じて、日本の大学評価機関の質向上や国際通用性向上のための示唆等について取りまとめ。
	・学位と大学 イギリス・フランス・ドイツ・アメリカ・日本の比較研究(平成22年7月)	「大学とはなにか」を学位授与権に着目し明らかにした、学位システム研究会(学位審査研究部(現:研究開発部)に設置)による5か国比較研究の成果報告を取りまとめ。
公益財団法人 大学基準協会	・大学評価理論の体系化に向けた調査研究(平成27年11月(予定))	高等教育における評価に関し、機関別評価と専門分野別評価、教育研究評価と法人評価、機能別分化に対応した評価等、種々の課題を体系的に整理し、大学評価理論を構築していくために行った調査研究。各国評価機関及び評価を受けた大学に対するアンケート調査を行い、更にアメリカ、ドイツ、オランダ、イギリス、フィンランド、韓国、オーストラリアへの訪問調査を実施し、その結果を取りまとめ。
	・第1期(2004～2010年度)大学評価(認証評価)の有効性に関する調査(平成24年3月) ・第2期(2011～2014年度)大学評価(認証評価)の有効性に関する調査の中間報告(平成27年10月)	大学評価(認証評価)の有効性と課題を明らかにし、その結果を2018年度から運用を開始する第3期大学評価の改善につなげるため、大学評価を受けた大学を対象にアンケート調査及び訪問調査を実施し、第1期大学評価の調査報告および第2期大学評価の中間報告として、その結果を取りまとめ。
	・内部質保証のあり方に関する調査研究(平成27年7月)	第2期認証評価(2011年より運用)において重視している内部質保証の概念、構造を明確にし、各大学の内部質保証に関する理解の促進に資することを目指して実施した調査研究。 我が国の大学に対するアンケート調査と8大学に対する訪問調査を実施し、その結果をもとに、内部質保証の構築とその適切な運営のあり方をとりまとめ、「内部質保証ハンドブック」として刊行した。
	・高等教育のアーティキュレーションに関する調査研究(平成27年5月)	高等教育におけるグローバル化の推進が求められている中、各国の高等教育機関間における互換性のある科目認定、成績評価法、学習成果の設定等、教育の質を保証するために重要となるアーティキュレーション(調整や整合性の確保)のあり方を明らかにするために実施した調査研究。アメリカ、イギリス、日本におけるアーティキュレーションに関わる事例を収集し、これを論理的に整理して、その結果を取りまとめ。
公益財団法人 日本高等教育 評価機構	・平成25年度認証評価に関する調査研究(平成26年12月) (「大学の学修成果に関する調査研究」)	評価システム開発に向けて、会員校に対し大学の学修成果に関するアンケート調査を行い、それを踏まえて日米の大学等に対しインタビュー調査を行い、その結果を取りまとめ。
	・平成23年度認証評価に関する調査研究(平成24年7月) (「米国南部地区基準協会及び同協会所属大学の評価に関する調査研究」)	米国の南部地区基準協会及び同協会所属の複数の大学に対して、評価の根拠となるエビデンスの事例や判定などに関する聞き取り調査を実施し、調査結果をまとめるとともに、平成24年度からの新たな認証評価システムのための更なる検証を実施し、その結果について取りまとめ。
	・平成20年度認証評価に関する調査研究(平成21年3月) (「大学機関別認証評価後のフォローアップ体制の構築に関する調査研究」)	米国、韓国の第三者評価機関のフォローアップシステムや実施体制とその効果について調査研究を実施し、その結果について取りまとめ。(調査については、第三者評価機関だけでなく、各評価機関の評価対象である米国、韓国の大学についての訪問調査を併せて実施。)

評価の効果・影響について

大学評価・学位授与機構の掲げる「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」の三つの目的の達成状況について、大学評価・学位授与機構が対象校に質問したところ、「質の保証」、「改善の促進」についての肯定的な回答は約80%と高かったが、「社会からの理解と支持」についての肯定的な回答は約50%と前の二つに比べれば低い値となっている。

評価の目的の達成状況（対象校）

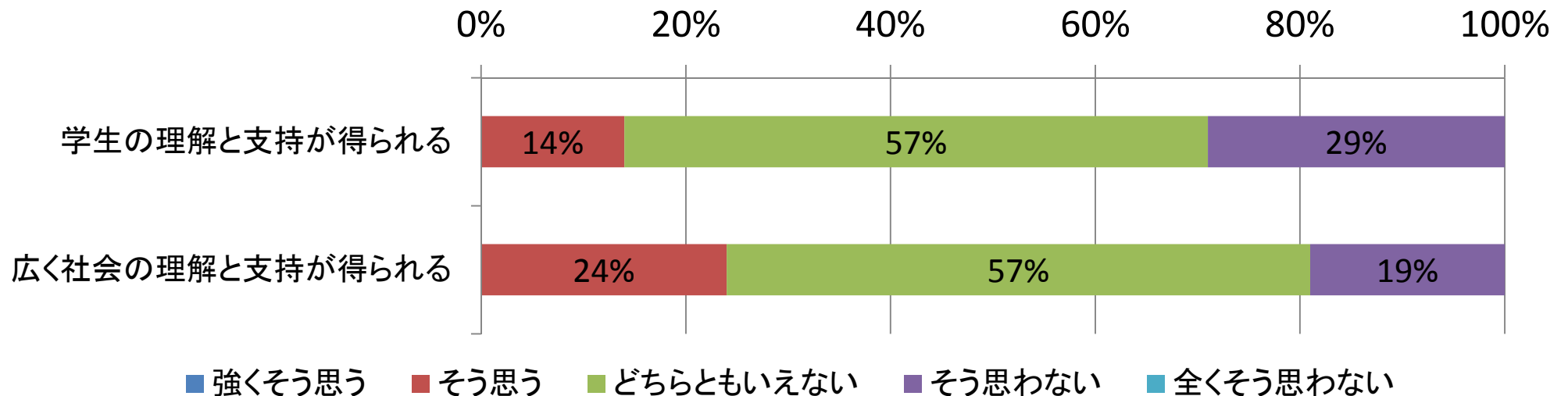


出典：「進化する大学機関別認証評価—第1サイクルの検証と第2サイクルにおける改善—」

評価を受けたことによる影響

- 平成25年度に大学評価・学位授与機構が行ったアンケートによると、認証評価を受審したことによる効果・影響について、「どちらともいえない」と回答した大学が半数以上を占めており、学生及び社会からの理解と支持が得られたと考える大学は少ないことが分かる。

【対象校】機構の評価を受けたことによる効果・影響
(学生・社会からの支持)



評価制度の問題点等に関する指摘

経済同友会「大学評価制度の新段階—有為な人材の育成のために好循環サイクルの構築を—」（2013年4月3日）より抜粋

1. 大学評価制度の現状と問題点

(2)ステークホルダーへの説明責任の不徹底

- 公的な第三者評価制度については、評価結果は公表されているものの、大学教育の成果を評価する機能が不十分なこともあり、学生・保護者・企業等のステークホルダーの多くには、認識も参照もされていない。また、情報公開に消極的な大学もあり、概して大学とステークホルダーとの情報の非対称性は依然大きく、大学が説明責任を十分に果たしているとはいえない。2011年に一部の情報については各大学のホームページ等において公開が義務付けられたが、教育の成果を示す情報の公開は、依然不十分な状況にある。

(中略)

- このように種々の評価制度は存在するが、いずれも、ステークホルダーが、教育の成果により大学を評価する判断材料として十分ではないために、入学偏差値と評判に頼らざるを得ないという事態が続いていることから、改善を強く求めたい。

「学士課程教育の構築に向けて」

(平成20年12月24日中央教育審議会答申)より該当箇所抜粋

第4章 公的及び自主的な質保証の仕組みの強化

6 大学団体等の役割

【大学に期待される取組】

- ◆自己点検・評価のための自主的な評価基準や評価項目を適切に定めて運用する等、内部質保証体制を構築する。

これを担保するため、認証評価に当たって、評価機関は、対象大学に対し、自己点検・評価の基準等の策定を求め、恒常的な内部質保証体制が構築されているか否かのチェックに努める。自己点検・評価の周期については、不断の点検・見直しに対して有効に機能するよう適切に設定する。さらに、新しい学位プログラムを創設しようとする場合、学内に審査機関を設け、外部有識者の参画を得つつ、自主的・自律的に審査を行い、学位の質を確保するよう努める。

- ◆組織における明確な達成目標を設定した上で、自己点検・評価を確実に実施する。

単に現状を点検するのみならず、成果と課題に関する評価を十分に行う。評価結果の報告書では、今後の改善に向けた取組の内容についても盛り込むように努める。達成目標の設定に当たっては、学習成果のアセスメントに関する指標や卒業後のフォローアップ調査による指標（卒業生や雇用者からの評価を含む）を取り入れるように努める。また、実証的な調査・分析が可能となるよう、専門的な職員の確保など実施体制を整備する。

(略)

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて
～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」

(平成24年8月28日中央教育審議会答申)より該当箇所抜粋

8. 今後の具体的な改革方策

①速やかに取り組むことが求められる事項

(大学支援組織)

(エ) 大学評価の改善については、各認証評価機関の内部質保証を重視する

動きを踏まえ、全学的な教学マネジメントの下で改革サイクルが確立しているかどうかなど、学修成果を重視した認証評価が行われることが重要である。

また、それぞれの大学の特徴がより明確に把握できる客観的な指標の開発、大学がその機能を踏まえて重点を置いている教育活動や研究活動に着目した評価、後述するようにインターンシップ等で積極的に連携することが求められている地域社会や企業等の多様なステークホルダーの意見の活用、評価に関する業務の効率化を図ることなども重要である。これに関連して、文部科学省において、国際教育連携プログラムの評価や海外の大学との学位授与に関する連携の仕組みの在り方についても検討を進める。

「高大接続システム改革会議「中間まとめ」

(平成27年9月15日高大接続システム改革会議)より該当箇所抜粋

Ⅲ 高大接続システム改革の実現のための具体的方策

2. 大学教育改革

(3) 認証評価制度改革

- 現在の認証評価制度では、大学は、法令適合性等の観点からの大学設置基準等に基づく教育研究環境(教員組織、教育課程、施設設備等)の確認・評価と、認証評価機関が定める基準に沿った評価を受けることとなっている。認証評価については、今後は、大学として求められる最低限の質の確認のみならず、大学教育改革や大学入学者選抜改革、さらには改革後の大学の教育研究機能の高度化に、より積極的な役割を果たすものとすることが重要である。あわせて、大学についての情報を社会に明確に伝え、その実態に即した適正な社会的評価の確立にも資するものとすることが重要である。

(略)

- 中央教育審議会における認証評価制度改革に関する審議を踏まえ、国は、認証評価に関する法令について平成27年度中を目途に必要な改正を行うとともに、認証評価機関と連携して、高大接続システム改革の目的、内容が具体化されるように、適切な評価を実施するための方策に取り組む必要がある。

「未来を牽引する大学院教育改革」

(平成27年9月15日中央教育審議会大学分科会審議まとめ)より該当箇所抜粋

3. 大学院教育の改革の具体的方策

(4) 大学院修了者のキャリアパスの確保と可視化の推進

(大学院修了者の活躍状況の可視化と評価)

○大学院修了者の進路状況や、その後の社会での活躍状況を適切に把握することは、教育機関として求められる責務であるだけでなく、これらの情報は大学院の教育課程等の見直しや学生の大学院進学の判断材料として生かすことができる貴重な情報である。大学院修了者の進路は、専門分野によっても大きく異なっているため、その分野や課程ごとに学生が正確な情報を入手できることが望まれる。

このため、各大学院においては、課程・専攻別に入学者数・修了者数を公表するとともに、修了者の進路やその後の活躍状況等に関する情報も適切に把握して、学生や社会に広く公表することが求められる。また、国としても、認証評価制度において大学院修了者の進路状況が評価されるように促進策を検討することや、博士課程修了者の進路状況を全国的に把握するための調査を継続的に実施するとともに、博士課程教育リーディングプログラムの成果を含め、大学院修了者の活躍状況を社会に分かりやすく広報することが必要である。

「大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長報告」(平成27年8月27日)

より該当箇所抜粋

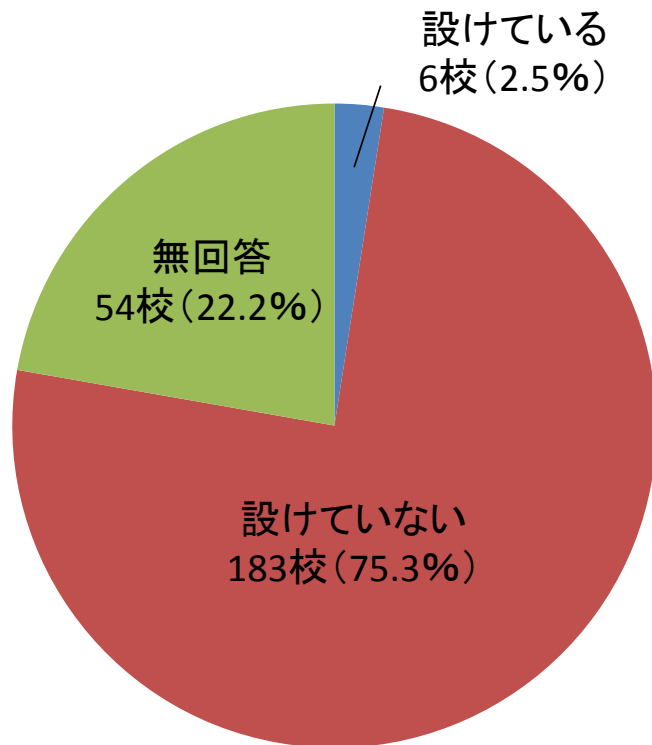
- 3 認可を可とされた大学等においては、設置認可は出発点であるとの認識に立って、設置計画を円滑かつ確実に履行し、特色ある充実した教育研究活動を展開していくことが期待される。なお、設置計画を履行するに当たって留意すべき事項(「留意事項」)を付されたものについては、完成年度までは「設置計画履行状況等調査」において継続的にフォローアップが図られることとなるが、教育研究活動の水準向上の取組は完成年度以降も不断に行われるべきものであり、その取組を実効性のあるものにするためには、第三者の視点による評価の充実を図ることが重要である。そのため、文部科学省に対しては、当審議会から設置者に対して求めた改善事項やその対応状況を確実に追跡し、加えてその後に行われる認証評価との連携を図り、継続的に改善が図られるようなシステムの構築を要望する。

評価員候補者の推薦に関する大学の意識調査①

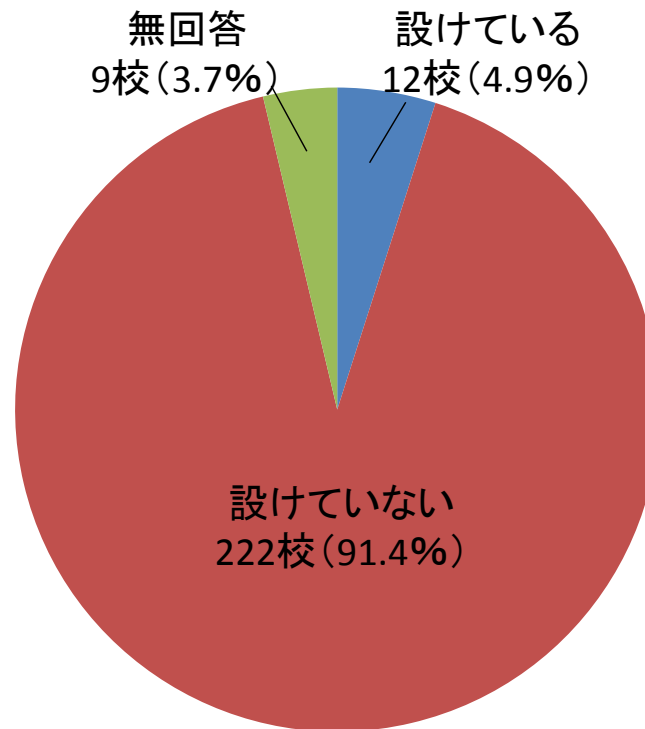
- 平成25年度に日本高等教育評価機構が行ったアンケートによると、評価員の委嘱に際しての学務の軽減措置はほとんどの大学で設けられていない。

評価員の委嘱によって学務の軽減措置を設けているか

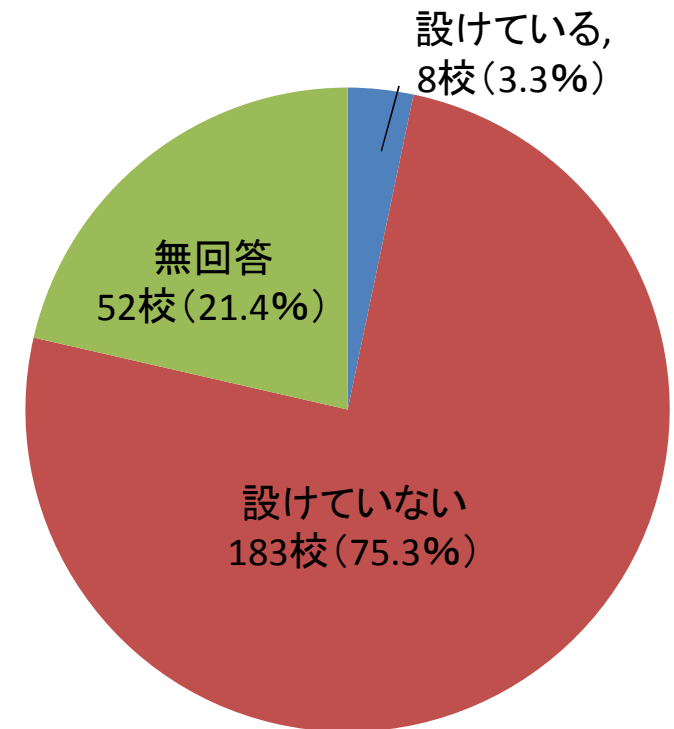
役員



教員



職員

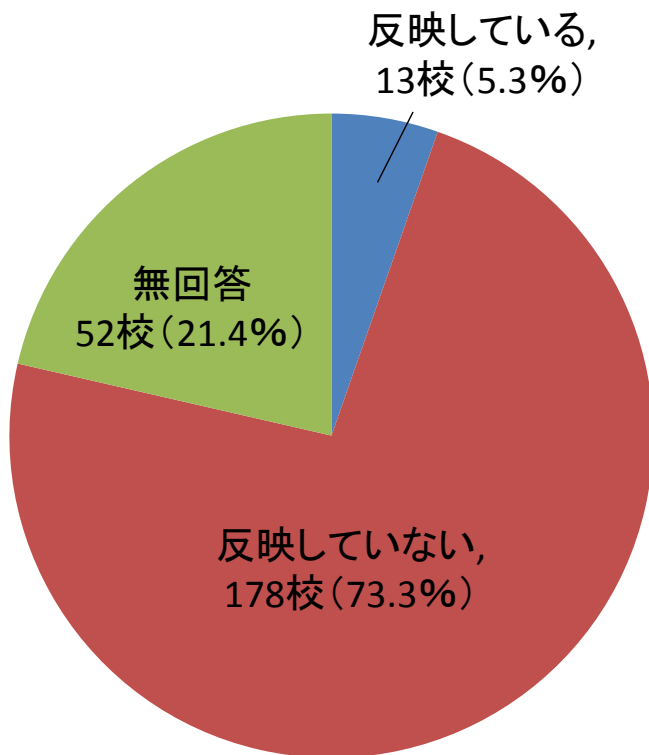


評価員候補者の推薦に関する大学の意識調査②

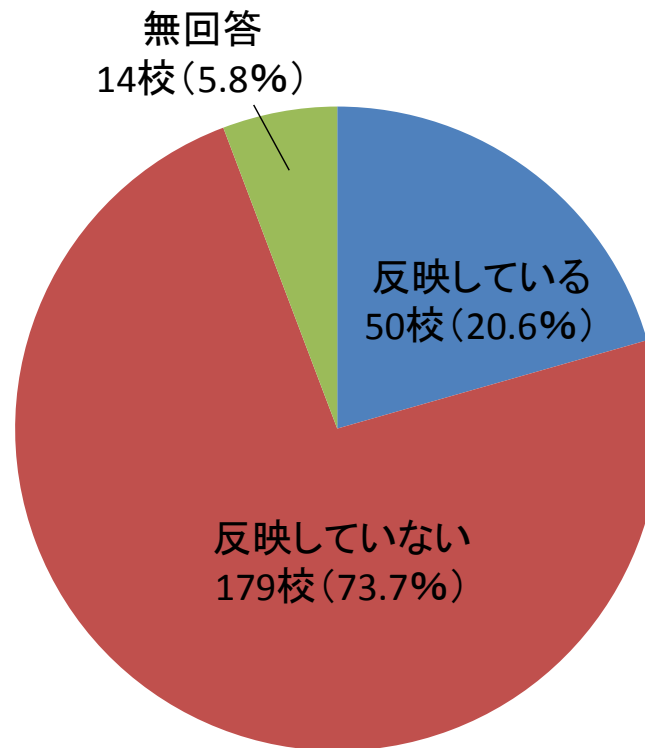
- 平成25年度に日本高等教育評価機構が行ったアンケートによると、評価員の活動経験を人事評価に反映している大学は少ない。

評価員の活動経験を人事評価に反映しているか

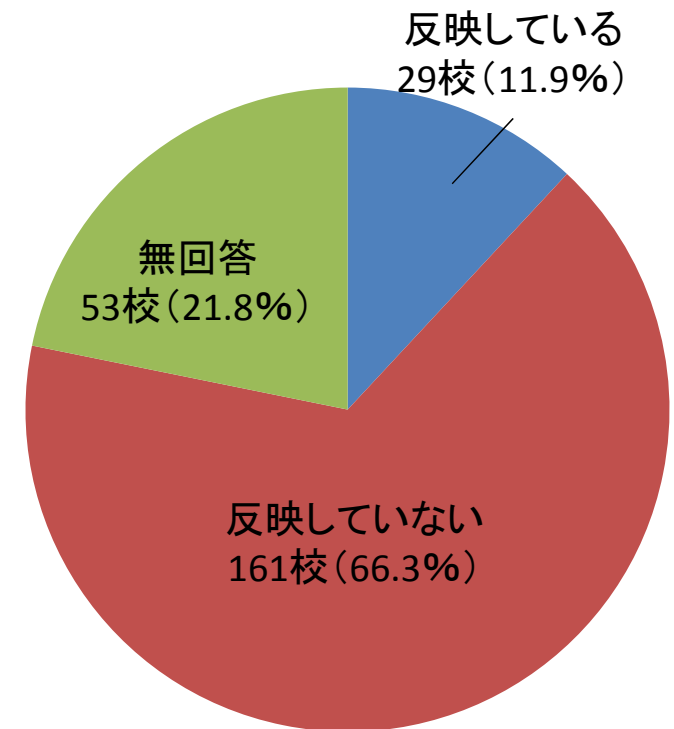
役員



教員

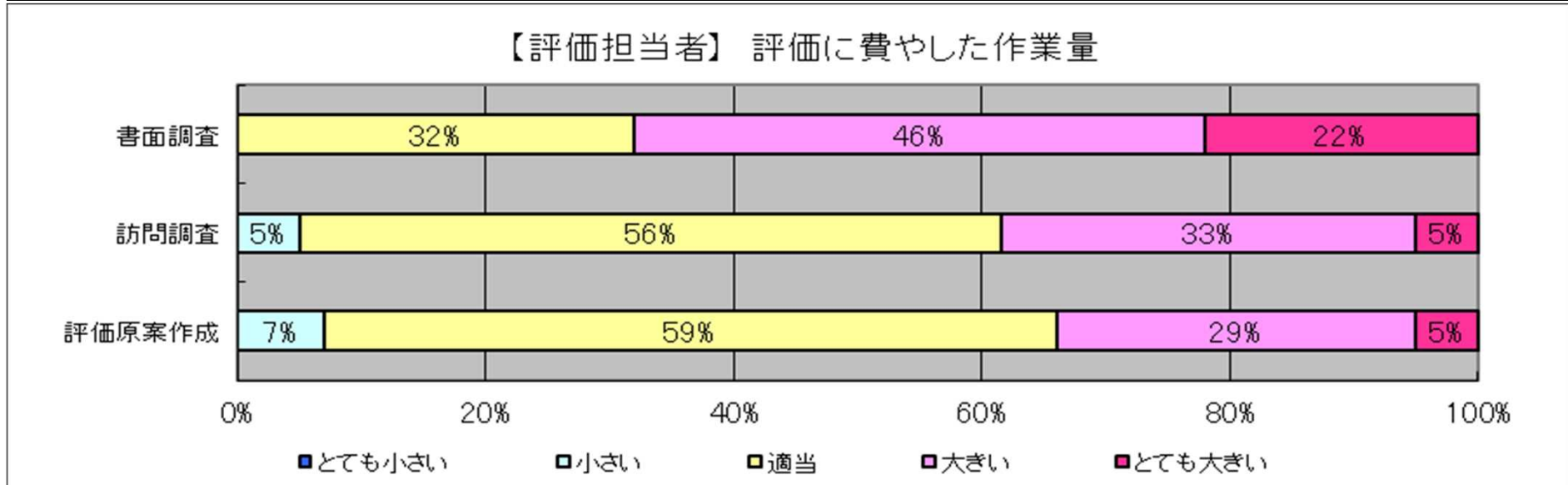
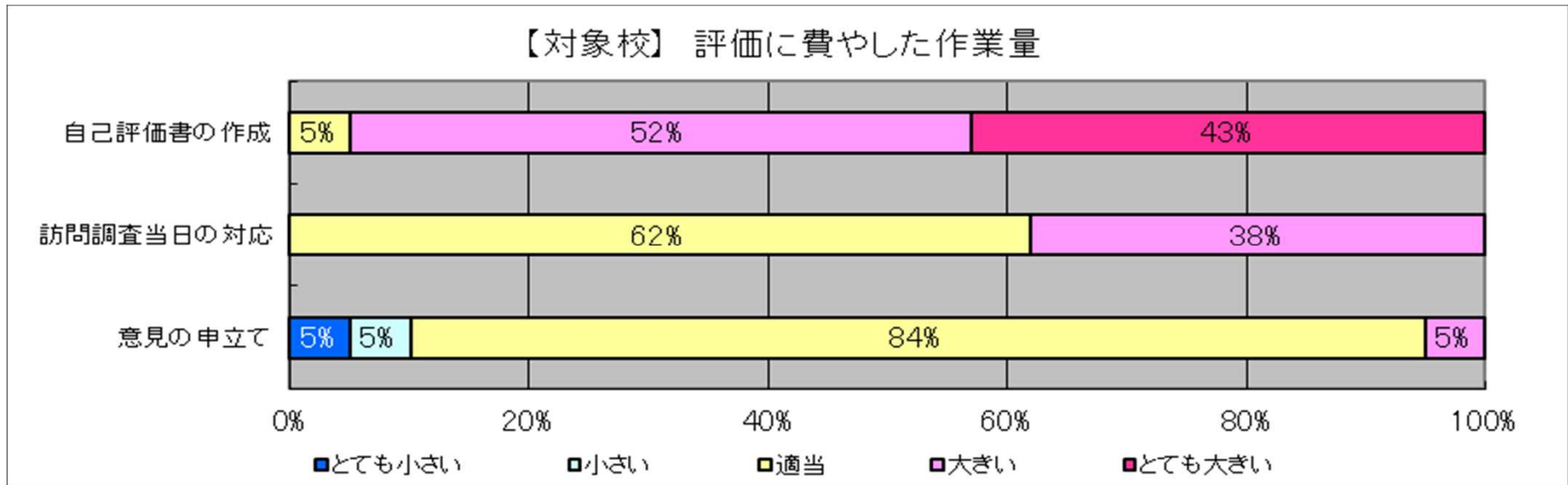


職員



評価作業量に関するアンケート調査について①

平成25年度に大学評価・学位授与機構の評価を受審した大学に対して、同機構が行ったアンケートによると、大学においては「自己評価書の作成」に負担感を感じており、評価者においては大学の自己評価書の確認等を行う書面調査に負担感を感じている。

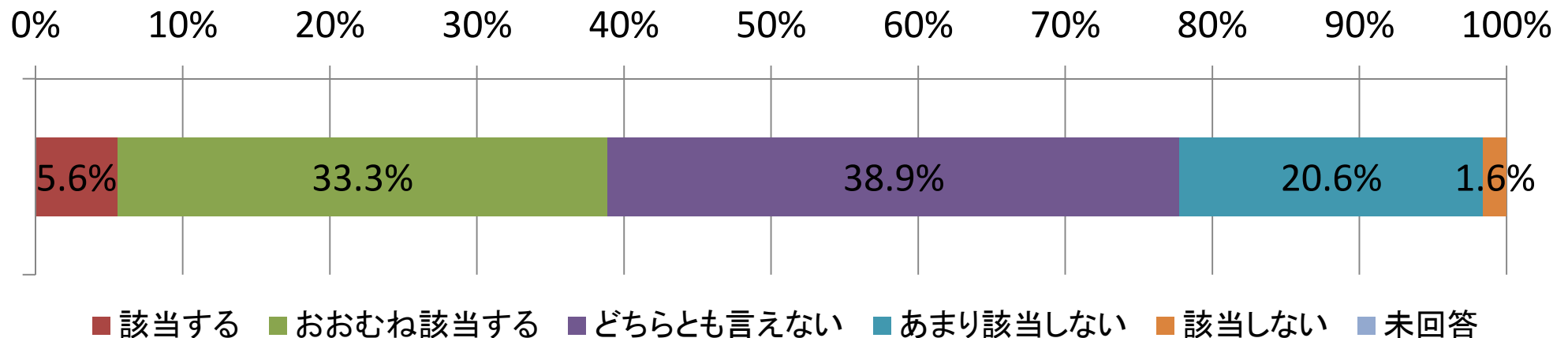


出典：『平成25年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書』（平成27年3月）より

評価作業量に関するアンケート調査について②

- 平成23年度～26年度に大学基準協会の評価を受審した大学に対して、同協会が行ったアンケートによると、大学における作業量が適切であったかという質問に対し、適切である（「該当する」又は「おおむね該当する」）と回答した大学は全体の約4割であった一方で、適切でない（「該当しない」又は「あまり該当しない」）と回答した大学も全体の約2割にとどまっており、今後も作業の効率化が必要。

貴大学担当部署の作業量は、適切であった



国立大学法人評価における認証評価の結果等の活用状況

平成22年7月 文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について(中間まとめ)」を公表

⇒「国立大学法人評価について、第1期中期目標期間における実施状況を踏まえ、評価方法、対象、必要種類等の見直しを行う。その際、評価に係る事務負担の軽減に配慮する」

平成23年10月 国立大学法人評価委員会「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」を決定

⇒「各法人が自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、国立大学法人評価にも活用するなど、評価作業の合理化のための工夫をする」

平成24年6月 大学評価・学位授与機構において、国立大学法人等の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項」を決定

平成25年6月 大学評価・学位授与機構において、「実績報告書作成要領」を決定

⇒認証評価機関による評価結果、提出資料・データ等も、法人評価に係る根拠資料・データ等として活用可能な旨を明示

(参考)「実績報告書作成要領」(抜粋)

【根拠となる資料・データの示し方】

大学ポートレート(仮称)に登録されているデータや、それらを機構が分析したデータ、または認証評価の評価結果等を、根拠となる資料・データとしてそのまま活用する場合には、当該箇所を注記すれば、そのコピー等を添付する必要はありません。

(参考)アメリカ“College Navigator”の概要

アメリカでは、連邦教育省の全米教育統計センターが、全米の大学の情報を検索・表示できる”College Navigator”を運営している。”College Navigator”は、全米の大学等を対象とした中等後教育総合データシステム(IPEDS)や、他の政府機関(連邦高等教育局、連邦学生支援局)のデータを基に構築されている。

- (1) 開始年：2007年
- (2) 参加大学：全大学
- (3) 運営：連邦教育省全米教育統計センター
- (4) 情報の入力：IPEDSや他の政府データシステム
- (5) 項目の内容：
 - ・ 概要：教員数(専任、非常勤)TAの数、学生サービス など
 - ・ 授業料等：費用(授業料、住居費、教科書)
 - ・ 経済的支援：奨学金や学生ローン(取得者数、割合) など
 - ・ 卒業までにかかる経費
 - ・ 在校生の構成：入学者数、性別、人種、年齢
 - ・ 入試状況：志願者数、合格者数、入学者数、SATの点数 など
 - ・ 進級率、卒業率：卒業率・転出率
 - ・ 分野ごとの学位授与状況：学士、修士、博士等
 - ・ 運動部活動：所属人数
 - ・ 認証評価の結果：機関別、分野別
 - ・ キャンパスの安全：キャンパス、学生寮での犯罪件数
 - ・ 教育ローンの債務不履行率
- (6) 表示等の方法：
 - ・ 検索：大学名、地域、学位の種類、公私立の別、学費、合格率
 - ・ 表示：4大学を並列させて表示可能(表示情報は限定)
 - ・ リンク：大学のウェブサイトや元となるデータへリンク

<表示の例>

The screenshot displays the College Navigator interface. On the left, there are search filters for 'Name of School', 'States' (Alabama, Alaska), 'ZIP Code', 'Miles from', 'Programs/Majors', 'Level of Award' (Certificate, Associate's, Bachelors, Advanced), and 'Institution Type' (Public, Private non-profit, Private for-profit, 4-year, 2-year, < 2-year). A 'Show Results' button is visible. The main content area shows details for the University of California - Los Angeles, including its address (405 Hilgard Ave, Los Angeles, California 90095-1405), contact information (310) 825-4321, website (www.ucla.edu), and type (4-year, Public). It lists awards offered (Bachelor's, Master's, Post-master's, Doctor's research/scholarship, Doctor's professional practice) and campus settings (City: Large, Housing: Yes, Population: 38,550, Student-to-faculty ratio: 17 to 1). A map on the right shows the university's location in Los Angeles. The bottom section lists 'GENERAL INFORMATION' such as Admissions (www.admissions.ucla.edu), Financial Aid (www.fao.ucla.edu), and Apply Online (www.universityofcalifornia.edu/admissions/undergrad_adm/apply_to_uc.html). It also includes a Mission Statement and various service categories like Special Learning Opportunities, Student Services, and Federal Aid.

(参考)イギリスの”Unistats”の概要

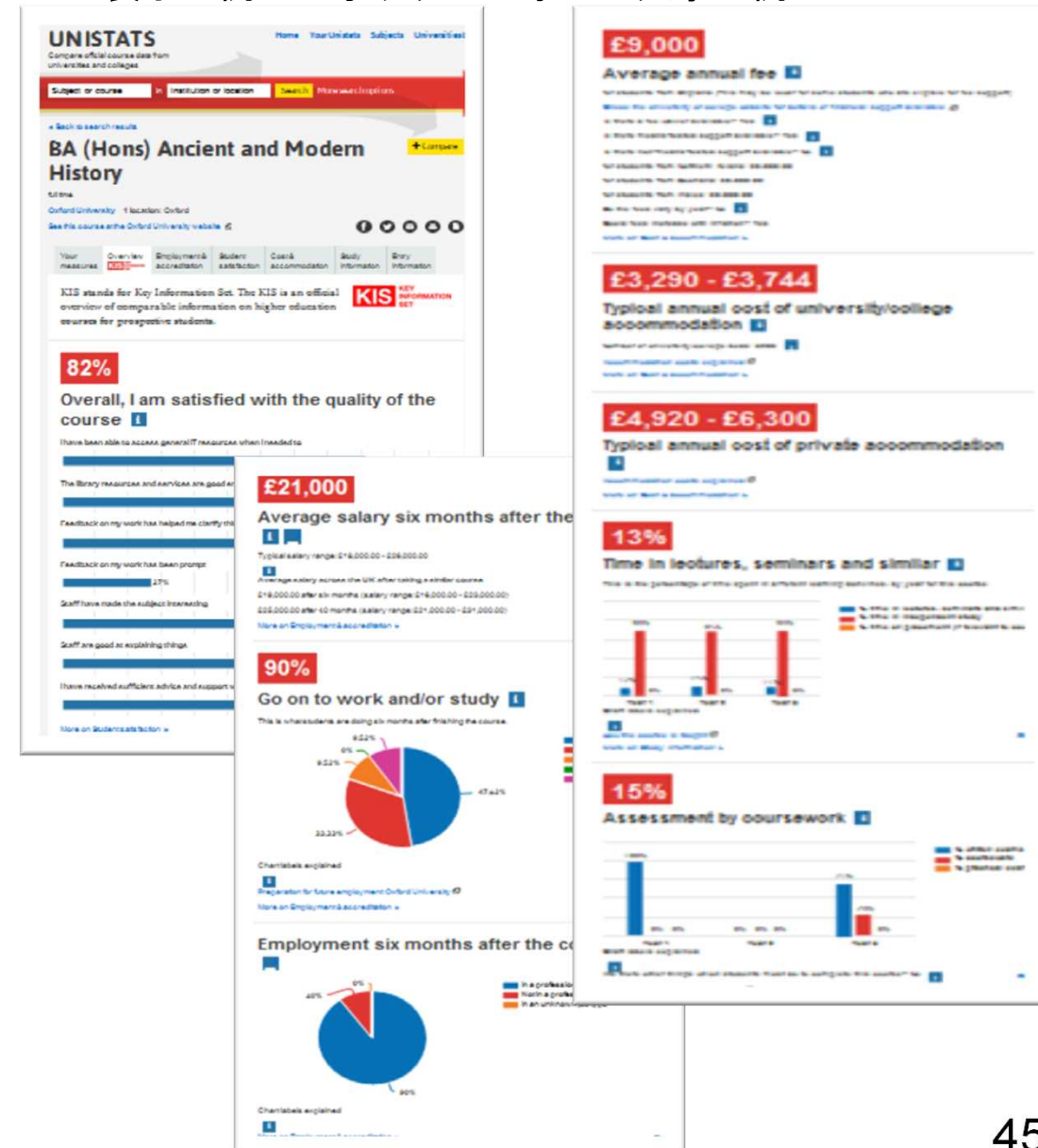
英国では、大学への公財政の配分を担うHEFCEと大学入試手続を担うUCASが、各大学が提供する教育コース（学士課程と大学院）ごとの情報を一元的に提供する”Unistats”を構築・運営している。

- (1) 開始年：2007年
- (2) 参加大学：全大学
- (3) 運営：大学への公財政配分団体 (HEFCE)
- (4) 情報の入力：高等教育統計局 (the Higher Education Statistics Agency (HESA))、統計情報の提供を担う団体 (the FE data service)、HEFCEの各大学関係の機関・団体と各大学で実施
- (5) 項目の内容：
 - ・ 主要情報一覧 (Key Information Set:KIS)：NSS(全国学生満足度調査)の結果、財政支援、卒業生の給与データ など
 - ・ 雇用と認証評価：卒業後の平均給与、進路、職種、認証評価の状況 など
 - ・ 学生の満足度：教育方法、評価とフィードバック、学習サポート、施設設備 など
 - ・ コスト：年間の平均授業料 など
 - ・ 学習情報：コースワークの評価、1年後の在籍状況
 - ・ 出願情報：学生の保持している学位等、UCASのスコア
- (6) 表示の方法：

検索：目的、資格、地域など

表示：3つ以上のコースを選択・比較。KISは、項目ごとにグラフで表示。コース比較は表により表示。

＜表示の例＞※オックスフォード大学の例



認証評価において優れた取組として評価された事例について

アドミッション・ポリシー関係

- 学士課程において、「**選考方法の趣旨**」や「**アドミッション・ポリシー・チェックリスト**」を作成・公開して、学科試験や小論文を課す理由、面接において確かめたい内容等を説明している。

学修成果関係

- 科目レベルアセスメント会議において、各科目担当教員は「**成績評価配分表**」、「**科目アセスメント**」、「**授業記録**」を共有し学習成果の現状を常に把握している。特に「**授業記録**」は、毎回の講義の記録を残し、担当教員の負担は大きいですが、**個人レベルのアセスメントとして授業改善に有効に機能している。**

内部質保証関係

- **内部質保証の方針を明確に定めたうえで、常設的な「自己評価委員会」による責任体制のもと、PDCAサイクルが確立し、主要な取り組みについては外部評価や社会への情報公開等も織り交ぜながら検証を実施。**また、小規模大学のメリットを生かし、「**全員が活動に参加する仕組み**」を構築するために各教職員の目標設定のみならず、**全員参加のプロジェクトとして将来構想の検討を実施。**このように常設的な検証システムと、全員が活動に参加する仕組みを組み合わせ、**恒常的に改善策が提案され、それが着実に実行に移される内部質保証システムが機能している。**
- 教育理念を受けて、10年後の将来像を掲げ、その実現に向けて「**自己点検・評価全学委員会**」をトップとした**体系化された自己点検・評価システムによって、大学の活動方針を迅速に策定することができる体制を構築している。**この体制においては、グランドデザインを全学的な活動指針である「**学長方針**」として具体化し、各学部・研究科の「**教育・研究に関する年度計画書**」が作成され、それに基づき、活動の実施状況が年度ごとに点検・評価される仕組みとなっている。さらに、この仕組みは次年度予算と連動し、高い実効性を有しており、数多くの成果を上げている。また、**海外の外部評価（ISAS）による検証を取り入れ、国際的な教育活動に対する点検・評価活動を実施するなど、実質的な内部質保証システムを構築している。**

諸外国の高等教育における主な機関別評価について①

	英国	アメリカ合衆国
質保証機関	○質保証機関(QAA-Quality Assurance Agency for Higher Education) ※1997年設立	連邦教育省または全米アクレディテーション協議会の認定機関
主な機関別評価	○高等教育レビュー ※2013年より実施 ・1992年継続教育・高等教育法により、教育の質の評価活動を、高等教育財政カウンシルの法定業務に規定。財政カウンシルがQAAに業務を委託して実施。	アクレディテーション(1905～) ※国として統一した大学評価制度はなく、大学や産業界による自主的な質保証が行われている。 ※各評価機関の会員資格審査として実施。
評価サイクル	6年(ただし、実績が足りない機関は4年)	評価機関により異なる。 ※地域別と宗教別では7-10年、専門分野別では5-6年が上限。
評価結果の表し方	評価における下記4つのコア要素を、3段階又は4段階で判定 (要素①)学術水準の設定と維持・・・3段階判定 (要素②)学生の学習機会の質・・・4段階判定 (要素③)学生の学習機会の向上・・・4段階判定 (要素④)高等教育の提供に関する情報・・・4段階判定	評価機関により、4～8段階と異なる。(認定→条件付認定→処分を伴う認定→不認定の順に評価) 例)MSCHE:認定、条件付認定、再審査、認定保留、警告、猶予付認定、認定理由提示命令(※ここまでが適格認定)、不認定 例)WASC Sr:認定、認定保留、懸念通知、警告、猶予付認定、認定理由提示命令(※ここまでが適格認定)、不認定
評価後のフォローアップ等	・評価結果を問わず、行動計画の作成が求められる。 ・不適格の判定を受けた機関は、行動計画とその進捗状況を報告し、再受審する。 ⇒「meets UK expectations」の場合、フォローアップ完了。 ⇒「meets UK expectations」以外の場合、財政カウンシルが直接改善指導を行う。	・7-10年の長期認定の場合、中間報告書の提出を義務とする場合と、報告書提出や訪問調査が任意で課される場合に分かれる。 ・条件付認定、保留、警告などの場合は、追加の報告書提出や訪問調査が課される。その内容や実施までの期間は、評価機関や評価結果により異なる。
評価結果の活用	改善がなされない場合、最終措置として、財政カウンシルによる配分予算の削減や一時的な停止が講じられる場合もある。	・連邦政府奨学金の受給資格を付与。 ・各州による設置認可において、評価機関による適格認定を必要とする場合がある。

諸外国の高等教育における主な機関別評価について②

	ドイツ	フランス	オランダ	オーストラリア
質保証機関	ドイツ学修課程アクレディテーション財団(1999～)の認定機関	研究・高等教育評価高等審議会(2014～)	オランダ・フランダースアクレディテーション機構(2003～)	オーストラリア高等教育質・基準機構(2011～)
主な機関別評価	①プログラム・アクレディテーション(2000～) ②システム・アクレディテーション(2008～) ※どちらか一方を選択	機関別評価 ※前身の研究・高等教育評価機構は2007年から実施	①プログラム評価(2003～) ②機関別オーディット(2011～) ※①は義務、②は任意	機関登録、機関再登録(2012～) ※「登録」とは設置認可を指す。
評価サイクル	初回 ①5年、②6年 2回目～ ①7年、②8年	5年	6年	7年(上限)
評価結果の表し方	①②3段階(適格認定、条件付認定、不認定)	記述式で表される見込み。	①4段階(非常に優れている／良好／おおむね良好／不十分) ②3段階(適格／条件付き適格／不適格)	3段階(登録／条件付き登録／登録不可)
評価後のフォローアップ等	②適格認定の期間が半分経過した時点で、中間評価を実施。	—	②適格の場合は限定的プログラム評価を受審、条件付き適格の場合は1年以内に限定的プログラム評価を受審	リスクアセスメントを毎年実施。
評価結果の活用	— ※州レベルの地域評価団体等による外部評価では、評価結果は州における高等教育機関への財源配分の際に考慮される。	国から大学等への予算配分など。 ※研究・高等教育評価高等審議会は、予算配分の決定過程には関与しない。	①学位授与権の付与、政府奨学金等の受給資格の付与	登録された機関は、高等教育機関の全国登録簿に登載。

各国における主な卒業生・学生調査の概要について①

	イギリス① 	イギリス② 	アメリカ 	オーストラリア 
調査機関	英国高等教育統計機構 (HESA)	高等教育財政カウンスル (HEFCE) ※民間調査機関のMORIに委託	全米教育統計センター (NCES) 【※データベース】 中等後教育総合データシステム (IPEDS)	教育科学訓練省 (DEST) 【※データベース】 (QILT-Quality Indicators of Learning and Teaching)
調査名称	「卒業半年後/3年半後調査」 (Early-DLHE/Longitudinal-DLHE)	「全国学生教育満足度調査」 (NSS-National Student Survey)	「ハイスクール・アンド・ビヨンド」、「バカロレア・ビヨンド」(※卒業生調査)	「大学生生活調査」(UES) 「卒業後状況調査」(GDS) 「専攻分野別アンケート」(CEQ) 「企業満足度調査」(ESS)
調査対象等	卒業後6ヶ月が経過した学生／卒業後3年半が経過した学生 ※2002年から毎年実施／2006年から隔年で実施 ※DLHEが実施される以前は「First Destination Survey」を少なくとも1980年代から実施	全英155の大学・高等教育機関と190の継続教育カレッジの最終学年の学生30万人以上 (※2015年) ※2005年から毎年実施	中等後教育を行う全米の教育機関 ※(ハイスクール・アンド・ビヨンド)1980年、1982年、1984年、1986年、1992年に実施、(バカロレア・ビヨンド)1993年から2012年までに複数年にわたる調査を3度実施	(UES)学部生10万人以上、(GDS)卒業後4ヶ月を経過した学生 ※(UES)2012年から毎年実施、(GDS)1972年から毎年実施
調査項目・手法	○調査項目:①卒業後6ヶ月及び3年半までの仕事と学業の状況(就業しているか、就学しているか)、②産業・職業、③年収、④職業選択に対する満足度、⑤専攻分野別就職率及び失業率 等	○調査項目:①自分のコース(専攻課程)の教授指導、②評価とそのフィードバック、③学習の支援、④コースの運営、⑤学習の資源、⑥自己の成長、⑦全体としての満足度 ○調査手法:任意回答のオンライン調査	○統計データ:①学生と資格、②教職員、③財政統計、④機関の法人計画、⑤高等教育機関と産業界の交流、⑥就職状況調査 ○調査手法:各高等教育機関から、年3回に分けてIPEDSにデータを提出。(Web上)	○調査項目: (UES)①学生生活全般の質、②教育の質、③学生の授業参加、④学習リソース(教材等)、⑤学生支援、⑥能力開発 (GDS)①正規雇用の割合、②正規学生の割合、③卒業生の給与の中央値

各国における主な卒業生・学生調査の概要について②

	ドイツ① 	ドイツ② 	フランス 	中国 
調査機関	ドイツ学術連盟 (ドイツ経済研究所と高等教育情報システム(HIS)の高等教育研究所と共同で実施) ※連邦教育研究省の助成による	高等教育情報システム(HIS) ※連邦教育研究省の委託調査	職業資格調査研究センター(CEREQ) ※国民教育・高等教育研究省等が所管する国立機関	マイコス(Mykos) ※民間調査会社
調査名称	「学士をもって職業へ」	「変革における高等教育修了資格:2009年度の新しい学修程及び伝統的な学修課程の修了者の学修と移行」	「『世代』調査」	「中国大学生就職報告」 (※2009年より毎年発刊)
調査対象等	学士課程の学生、伝統的な学修課程の学生、学士課程修了者1万人及び企業1,500社 ※2010年に実施	卒業後1年半の修了者約5,600人(※2009年) ※1989年から4年間隔で実施	3年おきに、新たに離学した世代を調査。 ※3年おきに新たに離学した世代について3,5,7年等の間隔で調査を実施	30の省・自治区・直轄市の、26.4万人の高等教育卒業生(本科課程卒業生:12.6万人、専科課程卒業生:13.8万人) (※2014年度,卒業後半年経過した者) ※2006年から毎年実施
調査項目・手法	○調査項目: ・学修に対する満足度 ・修士課程進学動機 ・修了者の採用計画(企業) ・専攻分野別職務満足度、学位別雇用状況(企業) ・学士取得者の給与・専攻分野別平均初任給 等	○調査項目: ・在学中の留学経験 ・在学中の就業経験とその職種 ・修了した学修に対する評価 ・学部課程修了後の進路 ・就職した先で感じている問題 ・就職先が提供するFUの内容 ・勤務形態、初任給 等	○調査項目: ・学位・資格取得状況 ・雇用状況 等	○調査項目: 高等教育卒業生の ・就職率、離職率 ・フルタイム勤務者比率 ・賃金・起業率 ・大学院進学率 ・留学状況 ・出身校満足度

3. これまでの改善の取組

大学教育の質保証の課題と改善①

高等教育の質の保証 『我が国の高等教育の将来像(答申)』(平成17年1月) 関係部分抜粋

高等教育の質の保証の仕組みとしては、事後評価のみでは十分ではなく、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保することが重要である。設置認可制度の位置付けを一層明確化して的確に運用するとともに、認証機関による第三者評価のシステムを充実させるべきである。

(2) 設置認可の重要性と的確な運用

(イ) 設置認可の的確な運用

- 設置認可制度の位置付けを明確化するに当たっては、審査の内容や視点等について、さらに具体化を図る必要がある。例えば、大学教育の質を審査することは極めて重要である。社会の需要に的確に対応した、大学に求められる学問的水準の教育・研究活動を担う個々の大学教育の資質及び教員組織全体の在り方が、「大学とは何か」という根本的な問題意識との関連で十分に点検・確認される必要がある。(中略)大学としてふさわしい教育目的やそれを達成するための教育課程、またそれらと資格取得・技能取得との関係、大学としてふさわしい教育・研究環境、他の学校種との違い等について十分に審査することも重要である。
- (中略) 現行の設置基準や設置審査については、明確化すべき観点やルール化を図るべき事項が多くあると考えられる。(中略)ただし、そうした要件をすべて法令等の形式に網羅的・具体的に表現することには困難な面もあり、今後、適切に対応していく必要がある。



【設置審査における改善】

- 虚偽申請に対するペナルティ制度 (H18) や明らかな準備不足の申請への「早期不認可」 (H21) を導入。

大学教育の質保証の課題と改善②

「大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会」報告（平成25年2月）への対応状況

【検討会提言事項】

【対応状況】

1. 運用の改善などにより早期の実施が期待される事項

- (1) 学生確保等に係る審査基準の明確化
- (2) 審査の充実
(大学新設に係るもの)
 - ① 全体構想審査の実施
- (認可を要するすべての申請に係るもの)
 - ② 学生確保の見通し等の審査体制の充実
 - ③ リスクシナリオの確認



- (1) 平成25年3月、認可基準告示を改正し、「学生確保の見通しがあること」、「人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであること」を基準上明確化（平成25年度審査から適用）
- (2) 大学設置・学校法人審議会において以下の事項を実施
 - ① 大学新設に関して審査の初期段階で理事長・学長予定者（必要に応じて地元自治体）の面接を実施
 - ② 平成25年度から、委員を拡充し、大学設置分科会、学校法人分科会合同で学生確保の見通し等の審査を実施
 - ③ 平成25年度審査から、大幅な定員未充足が生じた場合の対応方針を確認

2. 速やかな具体化に向けた検討が期待される事項

- (1) 設置基準等の明確化
- (2) 学校法人のガバナンスの確保
- (3) 審査スケジュールの見直し
- (4) 申請書類の作成方法の明確化
- (5) 設置に必要な財産確保の徹底



- (1) 引き続き、中央教育審議会で議論
- (2) 理事体制、監事支援体制、管理運営等に係る要件の基準化、見直しを行い、平成25年度の審査から適用
- (3) 平成28年度開設案件から、審査期間の延長、認可時期の早期化
- (4) 財産目録等の書類のルール化、マニュアル化を実施
- (5) 寄附に関する審査資料の充実

3. 大学の質向上のため、設置認可の見直しと併せて継続的に改善、充実に図っていくべき事項

- (1) 認可後の事後チェック機能の強化を含む、質保証のトータルシステムの確立
- (2) 大学の閉鎖等の場合の学生保護の仕組みなど、退出の制度設計
- (3) 学生や保護者の立場に立った情報公開の一層の促進

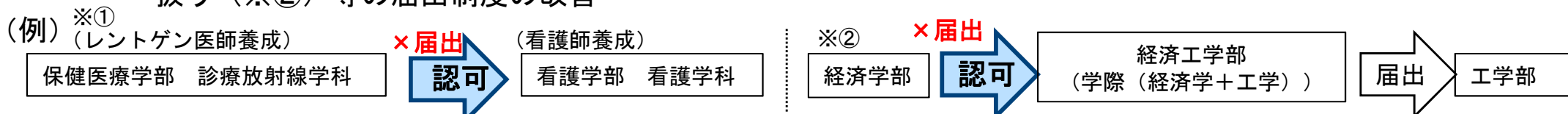


- (1) 設置計画履行状況調査(AC)について、意見レベルの明確化、「警告」の導入、改善が図られない場合の対象期間の延長等の改善策の実施。認証評価の改善については、中央教育審議会において検討中。
- (2) 大学の閉鎖等の場合、電話相談窓口の設置、学生の転学等に関する関連情報の提供
- (3) 平成27年3月より国公立共同実施の「大学ポートレート」を本格稼働

大学教育の質保証の課題と改善③

【設置審査における改善状況】

- H18年度 ◆申請、届出において虚偽等の不正を行った設置者に対する厳格な対応（ペナルティ）
◆新設された大学の情報公開を義務化（認可及び届出に係る留意事項等の明確化）
- H19年度 ◆認可申請書において、開設後における教員の大学以外での職務の状況を追加
- H21年度 ◆過度な準備不足の申請に対して、早期判定（不可）、警告の仕組みを導入
◆届出設置された学部等のアフターケアを本格実施
- H25年度 ◆学生確保の見通しがあること、人材の需要等社会の要請を踏まえていることを審査基準として明確化
◆審査の初期段階で全体構想を聴取する構想審査会を実施
- H26年度 ◆異なる目的養成は届出設置を認めない（※①）、複数の構成分野は主たる分野の学位を授与するものとして扱う（※②）等の届出制度の改善



◆ACにおいて「警告」制度の導入、意見が付されている場合のAC対象期間の延長等の改善

開設年度	H11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
認可申請数	226	353	340	297	281	202	128	134	113	97	84	73	64	68	64	69	67	
申請に課題があった件数	保留 (最終的には認可)	0	1	2	5	0	4	0	3	1	3	12	7	14	3	14	8	10
	取下げ	3	3	2	6	4	2	0	6	3	14	4	11	12	13	17	6	3
	不認可	0	0	0	0	0	4	1	2	0	0	1	0	0	2	1	0	1
	合計	3	4	4	11	4	10	1	11	4	17	17	18	26	18	32	14	14
認可件数	223	350	338	291	277	196	127	126	110	87	78	66	52	53	46	63	63	
届出件数	-	-	-	-	-	276	265	356	243	258	235	223	155	183	139	122	106	

※制度等の導入は、当該開設年度の審査から適用したことを示す

【これまでの経緯】

- 平成11年 大学設置基準の改正
大学における教育研究活動等の状況について積極的に提供する義務を規定(第2条の2)
- 平成16年 国立大学法人法
中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
財務情報等の公開義務を規定(独立行政法人通則法第38条を準用)
- 平成16年 地方独立行政法人法
中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
公立大学法人を含む地方独立行政法人の財務情報等の公開義務を規定(第34条)
- 平成16年 学校教育法の改正 自己点検・評価の公表を義務化(第109条)、認証評価制度の施行
- 平成17年 私立学校法の改正 財務情報等の閲覧義務を規定(第47条)

【大学設置基準・情報公開、認証評価等における改善状況】

- 平成19年 大学院設置基準の改正 (平成20年に大学設置基準でも同様の内容を規定)
人材養成目的の公表、シラバス・成績評価基準の明示を規定(第2条の2、第25条の2)
- 平成19年 学校教育法の改正
教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定(第113条)
- 平成23年 学校教育法施行規則等の改正
各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定
情報公開への取組状況を認証評価にける評価の対象に位置付け
- 平成27年3月「大学ポートレート」本格稼働

法令面における監督権限の強化

— 私立学校法の一部を改正する法律（平成26年法律第15号） —

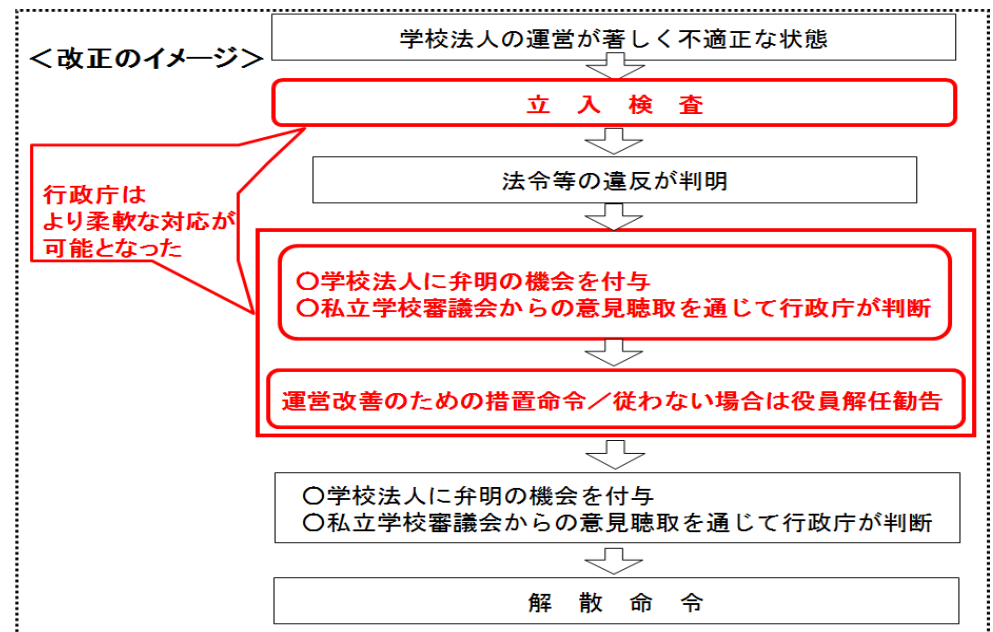
趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に、所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

改正概要

約10年ぶりに私立学校法の実質的な改正を行い、学校法人の運営が法令等に違反し、著しく不適正な状態に陥っているときに、所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。
（平成26年4月施行）

- ①学校法人に対する報告徴収・立入検査
- ②所轄庁による必要な措置命令
- ③措置命令に従わない場合の役員解任勧告



大学教育の質保証の課題と改善⑥

国立大学法人評価の課題と改善点

第1期の課題

国立大学法人評価と並んで、学校教育法に基づく認証評価、各種競争的資金の研究実績評価など、様々な評価が重層的に行われている状況で、評価作業への負担により教育研究に支障が出ており、評価全体をもっと簡素なものにすべき。

第1期の具体的課題

中期目標期間評価

教育研究の状況に係る達成度評価のために学部・研究科等の「現況分析」を実施しているが、提出書類が膨大等との意見があり、改善すべき。

年度評価

年度評価の負担を軽減し、各大学の特色ある取組などに特化した評価とすべき。

中期・年度共通

評価の客観性の観点から法人が取り組む必要がある最小限の共通事項である「共通事項に関する観点」等を大幅に精選すべき。

第2期の改善点

中期目標期間評価

教育研究の状況に係る評価を効率的に実施

学部・研究科等の現況分析を、大幅に簡素化して、効率的に実施。
(例) ◇研究業績の提出数の上限を50%から20%に抑制
◇教育の水準の分析項目の観点を10から4に大括り化

年度評価

教育研究の状況に係る評価を大幅に簡素化

- ・ 実績報告書の「全体的な状況」欄への総括的な記載のみを求める。
- ・ 年度計画の各事項についての進捗状況の記載は求めない。

年度評価

業務運営・財務内容等の状況に係る評価は大幅に簡素化し、3年目及び6年目終了時のみ個別の計画について記述を求める

- ・ 法人は年度計画の事項ごとに自己評価(4段階)を記号で記載し、評価委員会において特に進捗している事項や遅れている事項について確認。
- ・ 進捗状況の記載を求めるのは、中期目標期間の3年目及び6年目終了時のみ。

中期・年度共通

「共通事項に関する観点」等を大幅に精選、実施年度の見直し

- ・ 負担軽減に配慮し、評価の客観性及び最低限の水準を確保する目的として「共通事項に関する観点」を26項目から10項目に精選。
- ・ 各法人の評価実施体制が整備され、適切な自己点検・評価が行われていることを踏まえ、毎年度ではなく3年ごとに評価を実施。